

## 総合資源エネルギー調査会総合部会 第17回電気料金審査専門委員会

日時 平成25年2月6日（水）13：00～15：45

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

### 1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第17回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、委員及びオブザーバー各位におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。今回も説明者として、関西電力から岩根副社長、九州電力から平田お客さま様本部長にご出席いただいております。

では、以後の議事進行は安念委員長にお願い申し上げます。

○安念委員長

どうもありがとうございます。

では、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

きょうはやることが3つありまして、1、2月1日付で消費者庁におきまして「関西電力及び九州電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント」という文書が取りまとめられたとのことですので、それについて消費者庁からのご説明をいただきます。第2、1月28日に大阪会場で、1月31日、2月1日に福岡会場で行われた「公聴会」と、インターネット等や郵送で国民の皆様より申し込みのあった「国民の声」についてのご報告をいただきます。第3、過去の委員会における指摘事項へのご回答。これもいただきます。この3つがきょうの仕事でございます。

### 2. 消費者庁からの説明

○安念委員長

それでは、早速1つ目の議題に入りたいと思います。

消費者庁よりご説明をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○長谷川消費生活情報課長

それでは、お手元の資料3に基づきましてご説明したいと思います。

東京電力の値上げ申請時にもご報告申し上げましたけれども、今後の協議へ向けてチェックポ

イントを作成いたしました。こちらでのご議論を踏まえ、消費者委員会にもご議論いただいたりとか、あるいは消費者団体の皆様から意見を伺ったりしながら作成いたしました。

まず、チェックポイントの1枚目の冒頭をごらんいただきますと、今回、前回の東京電力と違いまして、公的資金が投入されていない事情がございますので、それを明確にしてチェックポイントを取りまとめさせていただきました。まさに電気の重要性というところから、今回視点を示させていただきます、電気料金の国民生活に与える影響の大きさ、そして事業者に対しては徹底した経営合理化の努力、それから十分な情報提供、明確な説明というものを求めていきたいというふうに思っております。また、やはりサービスは可能な限り低廉であること、それから、中長期的にも安定供給といったところの確保というところを今回、冒頭記載させていただいております。

早速具体的な内容でございますが、全体で38項目になっております。

まず人件費でございますが、人件費、こちらでもご議論があったところでございまして、①をごらんいただきますと、役員給与、それから社員の給料手当につきまして、地域特性等の事情も踏まえて削減されているかということ。また、役員数がふやされているも事業者もございまして、それについての説明が適切になされているかということ。

それから、2ページ目でございますが、前回は、東電のときには役員給与は原価に算入されておりましたので、今回改めてそこが 이슈となっているかと思っております。今回、私どものほうでは、役員給与につきましては、国家公務員の指定職員の給与ですとか、あるいは上場企業の平均役員給与等の水準を参考に減額しているかということ、1つご提示させていただいております。審査要領の中には、一般の社員につきましては賃金構造基本統計調査とか、そういう統計は明示されておりますが、役員給与につきましては同様な考えを適用するということ、終わっております、具体的な統計がないということもございまして、私ども、なかなかどういふものを参考にすべきかというのが難しいところではございますが、公益事業ということもあまして、公的などの給与というものが一つ参考になるのではないかと。それから上場ということも、民間企業の水準というのも一つの参考になるのではないかとということで、こういうことが参考に減額されているかといったところを示させていただいております。

また、給与の算定において、公益企業の単純平均というふうに今なっているかと思うんですけども、業種ごとの人員規模等の加重、ウエートとかというのも考慮しているかということも見てまいりたいと思っております。

また、②といたしましては、ここもご議論があったところでございますが、補正の方法について合理的なものになっているかということ、それから、その方法が両電力会社で同じものになっ

ているか否かといったところをここでお示しさせていただいております。

それから、厚生費でございますが、基本的な考え方は、必要最低限の額が計上されているかということかと思われま。

法定厚生費につきましては、関西電力が56%、九州電力が58.5%となっておりますが、やはりここについては、法定の最低限の50%を目指した可能な限りの削減をしているかということを示しております。

一般厚生費につきましては、前回の東電のときには公的資金が入っている等の理由もありまして、かなり厳し目に示しておりましたけれども、今回、施設費、それから文化体育費等の削減、それから、もし行われていないということでありましたら合理的な説明がなされているのかとか、あるいは、以下、カフェテリアの問題とか、それから各種奨励金・拠出金についての廃止・削減が行われているのかといった点を見てまいりたいと思っております。

それから、出向者への給与、顧問料等についても、原価算入に値するものに限定しているかということをお示ししております。

それから、調達につきましては、④をごらんいただきますと、申請内容は30%というふうになっておりますけれども、やはりここはまだ小さいのではないかというようなことで、60%を目指した水準となっているか。60という数字は、前回の東京電力のときにも目標値ということでお示しさせていただきました。それからあと、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合を調達の入札において公表しているかという点も示させていただいております。

それから、3ページ目の⑤以下でございますが、まず、調達費用の削減率。ここにつきまして、ここも申請内容よりも高目の数字を示しております。今後の効率化の努力を踏まえつつ、10%程度を目標としているか、そして、削減対象となる分野を可能な限り拡大しているかといった点を示しております。

⑥から、それ以降は東電のケースとほぼ同じでございます。子会社、それから関連会社の役員の報酬とかのところについても、本体と同様な措置に準じられているか、そういったものを提示しております。

また、⑫ではコスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映されているかということで、もう既にスマートメーターの使用等に関します調達改善努力ですとか、あるいは導入により業務効率化といったところの人件費の削減等というのはどうなっているかというのを見てまいりたいと思っております。

それから、事業報酬については、まさに適正なものになっているかといった点。

それから、減価償却費、レートベースの中で、⑮のところを見ていただきますと、原価算定期

間内に稼働が見込まれない原発設備をレートベースに含める理由は何か。また、その建設中の資産について、レートベース算入・不算入の根拠が説明されているかというところを示しております。

それから、4ページ目をごらんいただきたいと思います。燃料費、それから購入電力料関係でございます。

⑩では、電源構成の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じているかといった点、それから、⑪以降では、燃料の調達の高廉化の努力といった点をここで具体的に示しております。長期契約の満了件数、あと、契約公開等によるコスト削減の定量的な見込み、それから、中途解約の違約金についてどういうふうに設定するかといったところをお示しさせていただいております。

また、⑫では、燃料費の高廉化というところで、具体的な取り組み方針、そして取り組みにより燃料費の削減期待額、フォワードルッキング的な、そういうものをきちんと織り込んで、より燃料費を削減できないかという点。

⑬は、これはご議論になっておりますが、他の電力会社、それから電気事業者に支払われる購入電力料、それから再処理積立金について明らかにされたいということ。それから、東電のときにもご指摘がありましたが、広告宣伝費とか、それから寄付金、団体費のところの削減の問題が出てございます。

それから、⑭といたしまして、再稼働が見込まれて織り込まれているという、計算の前提として、その理由と、再稼働しないときの電気料金の影響を明確に説明されているかということ。

それから、⑮といたしまして、バックエンド費用について、電気料金との関係がわかりやすく明確に情報提供がなされているかというところでございます。

規制部門、それから自由化部門は、これは前回、東京電力と同様な視点、同じでございます。

それから、⑯以降で需要の推計、見込みと実績の乖離というところでは、ピーク需要の推計の妥当性の話の点、それから、⑰の過去の電力量と販売電力量、それからあと、原価項目につきまして、見込み値、それから実績値の乖離の情報というものをいただければというふうに思っております。

それから、5ページ目でございますが、新料金体系への移行に向けた情報提供ということでございます。消費者は非常に、やはり今回新しい料金体系に直面するわけでございますので、そうした消費者への情報提供ということの観点で整理させていただいております。

また、⑱でございますが、今回、料金値上げによりまして、当然ながら企業さんも料金の値上げということで負担するわけですが、料金の負担に直面するわけですが、今回、金融機関等の取引先、それから株主、そうしたステークホルダーの負担についても定量的なデー

タをイメージする等、わかりやすく周知・説明していることになっているかといった点をお示ししております。

それから、資産売却については、ほぼ前回の東電のケースと同じでございます。

また、今後の需要の予測の伸び、これについてもいろいろな消費者の方からご意見をいただいたものです。これは反映させていただきました。予測の妥当性について、節電という問題をどう捉えるかというところがかなりご議論がありましたので、そこについて具体的に示させていただいております。例えば値上げによる負担増回避のための節電等が需要の伸びに与える影響ですとか、それから、両電力会社におきましてアンケート結果を使っているわけですが、その評価と申しますか、適用についてのご説明というものを明示していただきたいと思っております。

それから、㊸でございますが、予備率についてもご議論があったところだと思います。その、どのような根拠で算出されているといった点。それから対応についてですね。もし予備力を上回る電気供給を行わなければならなくなった場合、その対応はどのようなものか明らかにされたいという点をお示しております。

最後のページでございますが、適切な審査ということで、東電のときにもご説明させていただきました。今後の情報提供の中身といたしまして、消費者等の意見を踏まえた継続的な改善といった点、それから、審査プロセスにおいて一層の情報公開をしていただきたい点、査定方針案の公表をまたお願いしたい点をお示しております。

それから、今回の料金改定というステージではなく、それを少し変えた中長期的な取り組みの事項におきまして、やはり電気料金を理解するに当たりましては、電力需要とか、それから、これは九電さんだと思いますが、MOX等の核燃料のやはりリサイクルの政策、その点を踏まえたエネルギー政策の今後のあり方についての理解といったところも、各方面からご意見をいただいたところです。ぜひこの点についても十分な説明、それから情報提供をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

では、ただいまいただきましたご説明に対しまして、ご質問やコメントがある方がいらっしゃいましたらどうぞ。

どなたもいらっしゃいませんか。なければなくてもいいけれども、別に。

どうぞ、河野さん。

○河野オブザーバー

では、2点伺いたいというか、確認をとりたいところがございまして、1点は、かなりの項目のところにて予測値とか、それから将来的な見込みという形でコメントが入っているんですけども、そのあたりは実際、この原価総括方式の中に盛り込めるのかどうかということですよ、実際問題として。そこをちょっと確認をとりたいのが1点目と、それから、もう一点は、これは本当にもう消費者庁さんのチェックポイントですから、消費者の気持ちがもうかなり色濃く反映されていると思って、自分でもそうだと思っているんですが、説明責任を求めている箇所がたくさんあるんですけども、この場で説明責任を求めることが最終的にどういうところに反映していくのかなというところを、ちょっとこの2点だけを確認したいんですね。ここは数値を最終的に決めることなので、そのあたりをちょっと確認できればと思います。お願いします。

○安念委員長

すみません。どなたに確認していただくと……。

○河野オブザーバー

どなたに。どうしよう。この場で。

○安念委員長

この場でというと、消費者庁さんにじゃないでしょうか、でも。

○河野オブザーバー

じゃ、そうします。

○安念委員長

何かコメントはありますか。

○長谷川消費生活情報課長

特にコメントというのは私にはないんですが、東京電力のを踏まえますと、まさに予測値のところでは効率化努力とかというのは踏まえていったと思いますので、今回そうなることを期待して見てまいりたいというふうに思っております。

○安念委員長

当委員会との関係で申しますと、電気事業法上、供給計画、その他法定の計画がいろいろあって、これは電気事業者が作成して届け出ることになっていますので、それはそれで前提ですよ。我々がそれ自体を間違っているとか正しいとか言うことはできないわけですけども、それからいろいろ、予備率をどうしなければいけないとか、修繕費はどれぐらいにならなければいけないということが出てきます。しかし、それは全部予測の世界です。何しろ、ご案内のように、まさにフォワードルッキングで、これから3年間どうなるかということを議論しているわけですから、ある意味では全ては予測値の話です。ですから、全ての数字が結局予測なんだけれども、それが

妥当かどうかをここで検討しているというふうに私は理解しております。

それから、第2点目の話は、僕、最近人の話を聞いてもすぐ忘れてしまう。何でしたっけ。

○河野オブザーバー

チェックポイントの中に説明責任というのと、それから情報公開というところがたくさん入っているんですけども、この間、ここでやってきたことというふうに考えれば、そのあたりはどのような関連性があるのかなというところが確認したかったんです。

○安念委員長

それもちよっと、私が一存でお答えできるようなことじゃないけれども、今までは全部密室と言っては何だけれども、何か四畳半みたいなところでやっていたのをお白州に引き出して説明してもらい、それから、今まで出てきたような詳細な資料は、今までの査定では、およそ一般の国民には触れていなかったの、とにもかくにもある程度説明責任を果たしつつある。もちろん完璧じゃ全然ないわけですけども、果たしつつある。その果たしつつある重要なプロセスの一つを当委員会が担っていると。これも私の個人的な認識でございます。「いや、何を言っているのかわからないよ」と、そういうことでしたらすみません。

ほかにかがですか。陶山さん、どうぞ。

○陶山オブザーバー

予測の世界で議論しているんだということなんですけれども、客観的に見て、明らかにその予測どおりにはいかないような事例が出てきた場合に、それはどういうふうに対処されますか。きょう、消費者庁さんからのチェックポイントの⑩のところが出てはいるんですが、7月から再稼働するということの予測の中で料金体系が提示されています。片方では規制庁が動いているということで、実際にその基準ができることと、それから、それに対して再稼働の認可申請がされて手続が行われ、それから安全評価が行われる具体的な日数が必要になってきます。それを見れば、普通は出してすぐオーケーですというふうにはならなくて、これは公聴会でも発言したんですが、もう既に規制委員会の委員長が、1基に対して半年から1年はかかるでしょうというふうにもうおっしゃっています。それで、今度の安全基準はテロ対策等も含めて相当厳しいものがあって、そこは各電力会社さんが7月までに準備を、追いかけて骨子案を見ながら準備をされるというふうにもおっしゃっていますが、とにかくどちらにしても安全評価に対してそれだけかかるんだと、それは客観的な事実としてあるので、それが予測された部分ともう既に違いが出てきているというふうに私は見えています。この委員会として、その差のところはどういうふうにされるのかなというふうに思います。

○安念委員長

これも私の個人的な見解ですけれども、全て予測の上での議論ですので、その予測が正しいかどうかは、原発の再稼働がいつになりそうかということも含めて、全て当審査会が、その審査の対象ではあると思います。それは必ず、間違っているとか正しいとか言うかどうかは別問題ですが、それも含めて審査の対象であることは間違いないと思います。

○陶山オブザーバー

じゃ、そこも含めて審査の対象。

○安念委員長

それはそうです。もちろんそうです。全く非現実の話をしていたり、事実の根拠が全くなければ、予測値としては成り立たないわけですから、審査の対象であるということは、これは私は明らかであると考えています。それで、ほかのことについて、いろいろもちろん予測値だから実際には違ってくるわけですけれども、その場合は事後レビューの仕組みをつくってありますから、電気料金が思ったよりもっと低く抑えられるというような状況であれば、最終的には変更認可認可申請を命令する、つまり、平たく言えば、要するに値下げしろという命令をすることが最終的にはできます。

一方、原発が稼働しなくて、もっと値上げしなければならないとなれば、これはもうしょうがないから、燃料費の増高によるものですので、特別の簡略な審査手続は現に用意されているわけですが、それによって再値上げがあるということはある得るということです。だから、要するに上振れした場合にも下振れした場合にも、どちらにもそれなりに手続は用意されているというふうに私は理解しております。

どうぞ。

○陶山オブザーバー

その簡易審査についてなんですけれども、今後の審査については、ちょっと私、手元にきょう資料を持っていないんですけれども、非常に絞り込んだ項目についてチェックするのみによって値上げのところも認可をしていくという、そういう対応が省令として出されているということで、これについての議論も別途あるのかなというふうには思いますが、そこら辺は経済産業省のほうとしてはどのようにお考え……。実際の現実の対応としてはいたし方ないというふうに思われているのか、やはり今の制度のところでは受けられないものを現実対応するためには、そういう制度としてやっていくことが妥当だというふうに考えられているのか。その簡略な認可制度について、これまでちょっと話題としては出てきていなかったなというふうに思いますので、少しご説明をいただきたいなというふうに思うんですけれども。

○片岡電力市場整備課長



これまでも何度か紹介したかと思いますがけれども、制度としては用意がされていますけれども、実際にそれを使って申請がなされるかどうかは、これはそのときになってみないとわからないということだと思います。安念先生がおっしゃるとおりで、今、この時点では将来の見通しを、現時点で判断できる見通しを妥当かどうか議論していただいています。この時点では妥当であると、著しくおかしいとは言えない、妥当であるということで、例えば今、7月からの原発再稼働を織り込んだもので前提は妥当であるというふうになったとしても、その後、ずれることは当然あり得るわけですね。安念先生もおっしゃったように、そういう意味では、原発が動かないことに伴う増もあれば、逆にいろいろな効率化が進んだことによる減もあるかもしれない。そうしたものをトータルで見て考えて、事業者が値上げを持ってこられるのか値下げになるのか、あるいは維持されるのか、それは、事業者がその状況を踏まえて判断されることだと思っています。

仮に、もう制度としては用意されていますので、もし原子力の停止に伴う火力燃料費の増加分のみを増加理由とした認可の申請が出てくれば、燃料費とか、それから購入電力料とか、4つのカテゴリーの費目をチェックすることになっていますので、それを確認すると。なぜそれ以外の項目を確認しないのかと問われますれば、それは今回認可の過程で、その他の人件費でありますとか、あるいは修繕費でありますとか、そういった効率化の努力というのは徹底的に今回見ているという中で、その変動した分が火力燃料費の部分に限られているという前提で、その分だけを見ていくと、そういう制度になっているということでございます。

○安念委員長

いいですか。余りよさそうな顔をしていらっしやらないけれども。

○陶山オブザーバー

そうですね。何か月前に省令でそこが変更されたということで、資料としては読みました。それで、非常に今回も初めて私もこういう制度の中でいろいろなものを見させていただいたんですけども、この制度は制度として、非常に公共料金をきちんと見ようという、そこが徹底されているかなというふうに思ったんです。が、一たん上げてしまった分については、非常に簡略化した、すごく絞り込んだところの中だけで変わっていくということで、ちょっとそこが大丈夫かなというふうにも思ったところです。

○安念委員長

わかりました。

○片岡電力市場整備課長

繰り返しですけれども、この制度、変分改定制度を利用するには、まず認可が必要なんですね。まずあらかじめ認可したものしか使えないので、認可というのは、こういうプロセスを経た上で、

ありとあらゆる費用についての合理性を見ているわけですね。それで、その3年間についてはこれで妥当であろうということで認可するわけですが、その後、事情の変更で変わり得るものがあるとするれば、それは電力会社自身のなかなか予見もできないところで変わるものがあるとするれば、それは燃料費のところでしょう。燃料費といっても、価格の変動による燃調制度ではなくて電源構成の変動の分でしょう。その分については、その他の項目を見た中で、そこだけは、ちょっとそういう意味では予測できない面があるということで、その分は変動を認めましょうと、そういうことなので、認可と今回のセットで考えていただいたほうがいいかと思います。

○安念委員長

ほかに何かご指摘をいただくことはございませんかな。あつたらまた、思い出したらまた言ってください。別に今で、これでシャットダウンしませんから。

消費者庁さん、どうもありがとうございました。

### 3. 「公聴会」及び「国民の声」について

○安念委員長

続きまして、2つ目の議題であります、「公聴会」及び「国民の声」についての議題に移りたいと思います。

事務局よりご説明をお願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

資料の4と5でございます。

資料の4のほうに概要がございますけれども、「公聴会」及び「国民の声」ということでありまして、公聴会の趣旨が最初に書いてあります。電気料金の審査プロセスの一環として、電気事業法第180条に基づき、広く一般のご意見を聞くということを目的に開催するものであります。この行為でいただいた意見と、それから後ほど説明しますインターネット等で募集いたしました「国民の声」、パブリックコメントですけれども、これとあわせまして、この審査専門委員会での審議に反映していただきたいというふうに考えております。また、出された意見の回答につきましては、後日ホームページなどにおいて、これは前回、東電のときもやりましたけれども、公表する予定であります。

公聴会ですけれども、陳述人につきましては、大阪会場で、ここに書いていますけれども、11月26日から1月15日まで募集をしました。それから、九州会場では11月27日から1月16日まで募集をしております。この募集の過程で、各消費者団体の皆様には大変お世話になりました。おかげさまで1,200団体に周知をいたしまして、大阪会場で26名、福岡会場で36名という方からの陳

述の届け出がありまして、全員を陳述人として指定しております。ちなみに、東京の場合におきましては全体で15名だったと思います。

傍聴につきましても、ここに記載のとおり多数の方においでいただきました。

また、今回、電気料金審査専門委員会に意見を反映していただくという観点から、委員の参加をいただきまして、大変ありがとうございました。

まず議事進行でありますけれども、これは前回から、中立的な第三者による議事進行を行うということで、安念先生に3日間にわたって議事進行を務めていただきました。

また、審査専門委員会の議論に反映していただくという観点から、ご都合のつく委員にはご出席いただきました。おかげさまで、梶川委員、辰巳委員、永田委員、松村委員、それから南委員にご参加いただいたところであります。また、消費者委員会の委員、それから消費者庁からもオブザーバーとして参加をいただきました。

意見の概要が次ページ以降に書いてございます。一応関西電力と九州電力で分けておりますけれども、例えば人件費につきましては、役員報酬でありますとか顧問の給与、こうしたものについて高いとか、あるいは原価に入れるべきではないかといったご意見をいただいております。他方で、役員の給与とは別に、現場で頑張っている職員のリストラや賃金カットはすべきでないというご意見もございました。

また、燃料費につきましては、やはり安い火力燃料費を買う努力をする。他の電力会社の例を挙げておられる方も多数いらっしゃいましたけれども、安いものを買う努力をするべきであるというようなご意見。

それから、原子力発電の扱いにつきまして、原子力の稼働を求める意見もあれば、多数の方々につきましては、むしろ原子力に依存しない経営の戦略転換を図るべきといったようなご意見が多うございました。

それから、この電気料金の総括原価方式を改めるべき、あるいは発送電分離を含む電力改革を進めるべきというご意見もございました。

それ以外に、関西電力につきましては日本原電からの購入電力があるということで、電気を発電しないのに支払いを行っているのは納得がいかないというようなものでありますとか、調達につきまして一般入札を原則化すべき、あるいは節電に寄与する料金メニューを提案すべき。

次のページですけれども、事業報酬の使い道に対する説明の責任、それから供給計画における節電の効果の反映が不十分ではないか、あるいはオール電化は省エネに貢献しないのではないかと、こういったご意見もいただいております。

九州電力の公聴会におきましては、人件費につきまして高額な役員報酬でありますとか顧問料、

こういうご意見は関西と同じようにございました。

それから、これは九州に特有ということだと思いますが、燃料費につきまして、MOX燃料を使われるということで、ウラン燃料の10倍の値段であるというようなご指摘。それから、LNGにつきましては、関西電力と同じように調達努力をすべきというご意見でございました。

それから、原子力発電の取り扱いということで、再生可能エネルギーへの転換、あるいは再処理のめどがたっていないのに再稼働は納得がいかないというご意見を多数いただきました。

それから、総括原価方式の見直しでありますとか、電力システム改革についてもご意見をいただいたところでございます。

4ページで、その他でございますけれども、事業報酬につきまして、資産の価値の高いものがふえていけばレートベースが大きくなるので、九電には有利な形になっているんじゃないかというようなもの。あるいは、大口の需要家には安い電気を供給し、規制部門から高い利益を得ているというのが問題である。それから、原子力発電につきましては、発電コスト以外にもさまざまな費用がかかるので経済性がないのではないかというようなご意見、さらには経営責任を問うようなご意見も多数ございました。

それから、2.の「国民の声」ですけれども、これは、インターネット等を通じまして政府の窓口、それから経産省のホームページで募集をしました。日程は下に書いてあるとおりでありまして、関西電力につきましては752件、九州電力については444件のご意見をいただいております。非常にたくさんあったものですから、ちょっとまだ集計中でありまして、全部つまびらかにお出しするのはまだちょっと準備ができていないんですけれども、内訳につきましては、計算しますと279件。関電につきましては、このうち、これは当然複数の意見がございますので、足してもより多数になりますけれども、279件が人件費に関するもの、150件が燃料費に関するもの、435件が原子力に関するもの、63件が総括原価に関するものでございました。九電におきましても同様に、140件が人件費、82件が燃料費、266件が原発、36件が総括原価方式の見直し。その他多少ありますが、大きくいえばこういうものが多数のご意見でありました。

資料の5は、時間の関係で説明をいたしません、各陳述の方々のご意見の要約でございます。これにつきましては議事録も作成し、後ほど公開したいというふうに考えてございます。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、公聴会にご出席をいただきました委員の方から簡単にコメントをいただきたいと思っております。

それでは順番に、梶川委員からどうぞ。

○梶川委員

公聴会に出させていただきますして、消費者、またその他受益企業、実際に中小企業等の経営者の方等のお話をお聞きしまして、非常に委員として料金を査定する上で参考にさせていただかなければいけない、真の消費者のお立場というのを感じるところでございました。

やはり、今規制料金をやっているわけで、こういった総括原価方式というのに代表される、ある意味では独占企業体の経営に対するあり方というものと、常に非常に市場の競争にさらされている企業体の皆様の声、また消費者の方々の声というものを、私どもはいかにその目線を十分に受けて、適正な料金というものになるように査定させていただくということが責務であるということについては、まさにそういう公聴会の場で実感できるという意味で、非常に私個人としては有意義な時間を過ごさせていただきました。

○安念委員長

辰巳委員。

○辰巳委員

そうですね。じかにご意見をその場で伺うということの意義をすごく感じました。多くの陳述者の方々の声というのは、まとめてくださった資料のとおりで、特に普通の暮らしと、電力事業者の方々の考えている「普通に暮らしている私たち」というようなところに、ちょっとやはりずれがあるのかなというふうに思ったお答え等もあったように思いますが、けれども、私自身は、やはりああいう場で電力会社様の社長がじきじきに出てきて、きちんとそれに対してお答えくださったということは、非常に意見を言う側に対しても説得力のあるお返事に、全部が全部そうかどうかわかりませんが、少なくともなったのではないかなというふうに思っております。あのような場に初めて出させていただいて、とても私にとっても有意義だったと思えますし、伺ったお話は、ぜひこれからの審議に生かさせていただきたいと思っております。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

永田委員。

○永田委員

大阪と福岡の2カ所で公聴会に参加させていただきますして、両箇所、それぞれ発言の中で特徴的なところがあったとは思いますが、やはり共通しているのは、事業者の方の立場と消費者の方の立場、もしくは要望というのは、どうしてもコンフリクトというんですか、相反する

ところがあって、結局はそこを両者が埋めるために、継続的なコミュニケーションの場を、今回の公聴会以外に今後場を設けることを検討することも重要なポイントの一つではないかと思いました。

それから、やはり総括原価、それから原子力の再稼働という、非常に制度的になかなか事業者サイドの方が独自にそれを変えるとか、もしくはそれを今の仕組みの中を超えて何か意思決定するということが非常に難しい問題があって、そこに対しては消費者の方はなかなか理解しがたいというところがございます、ここはどうしても議論が平行線になってしまいます。あとは、やはり人件費のところは非常に特徴的なご意見で、役員の方についてはどうしても象徴的なところなので下げるべきだというご意見の一方で、従業員の方については、やはりこういった業務の特殊性、専門性をかんがみて、ある程度維持すべきではないかという意見が非常に特徴的でした。

いずれにしても、消費者の方が非常によく勉強されて、冷静にご質問、もしくは陳述されていたということが印象的でした。

以上でございます。

○安念委員長

松村委員、お願いします。

○松村委員

消費者の生の声をきちんと聞く機会が与えられたことは大変よかったと思います。それから、一つ一つの質問に対して両電力の役員がきちんと答える場がつくられたこともとてもよかった。意見を聞きっぱなしではなくて、聞かれたことに対してちゃんと答えることが非常に重要だと思いました。

もう一つは、電力会社だけの責任ではなく我々の責任でもあるのですが、制度、ルールに関して、非常にわかりにくいという指摘がありました。あるいは消費者の方に誤解があるところもありました。それは決して消費者の勉強不足ということではなく、大変よく勉強されておられる方が多かった。私たちの情報の示し方、あるいは説明の仕方に問題があったのではないかと反省させられました。料金の審査と直接関係ないのかもしれませんが、いろいろな意味で大変勉強になる会でした。

○安念委員長

ありがとうございました。私も司会をさせていただきました、本当に全く同感でした。非常によく勉強してこられて、発言の内容自体を、陳述時間が15分と短いものですから事前によく練ってこられて、大変勉強になりましたね。

率直に言うと、事前には、何か総会屋みたいな人が来るのかなとおびえていたんですが、全然

そんなのじゃなくて、本当に真摯で、非常にレベルの高いもので、やはり人の話というのは聞かなければいけないなという、そのことをつくづく感じて帰ってまいりました。どうも皆さん、本当にありがとうございました。

#### 4. 電気料金審査専門委員会における指摘事項について

##### ○安念委員長

それでは、本日3つ目の議題です。当委員会における指摘事項についての議論に移りたいと思います。

まず、事務局から、委員会で出された指摘事項について、こんなのだったというのをまとめていただきまして、その後、両電力からご説明をいただきたいと存じます。ではお願いします。

##### ○片岡電力市場整備課長

資料6をごらんいただければと思います。

前回の続きということで、前回は前段だったんですけども、今回は後半、残りでございます。

項目としましては、一番上、経営効率化ですけれども、管理会計の手法をどのように取り入れてきたか、あるいは、指名競争入札をしている場合には、なぜ指名競争入札なのかという説明責任が非常に重たいというようなご意見。それから3番ですけれども、特命発注以外には発注先がない理由についての判断基準が明確でないということ。それから4番ですけれども、これ以上競争発注比率を上げることはできないのかというご意見。さらには5番ですけれども、7%という削減率を出していただいていますけれども、向こう3年間ということで、プラスで深掘りができないのかというご意見もいただいております。

それから、人件費ですけれども、九州電力につきまして役員数をふやす理由を教えてください。それから7番、これも公聴会のほうで議論がありましたけれども、社長OB等への支払いが幾ら入っているのかということと理由。それから、それに関連して、執務室や秘書などの原価に計上しているものを出してほしいというご意見。それから、人件費の補正の考え方ですけれども、九州電力の補正の考え方と関西電力は異なっているわけですけれども、それをそろえた場合の、計算したらどうなのか。あるいは、九州電力が人事院のデータを使った理由を教えてくださいというご意見。それから、出向者につきまして、11番ですけれども、原価不算入の方々の負担分の総額を教えてくださいと、そういうご意見であります。

それから、その他経費でありますけれども、普及関係開発費の内訳を関西電力と九州電力でそろえて比較してほしいというご意見。それから、普及開発の費用対効果など詳細を教えてくださいというご意見。それから、賃借料につきまして、どういうプロセスで見直しているのか。周辺地

域との比較を行ってほしい。15番ですけれども、社用車を理由なくゴルフコンペ等に使わないなど適正な運用となっているかという点。それから16番、研究費につきまして、自然エネルギーと原子力の比率といいますか、バランスについて教えてほしい。それから17番、原子力発電の関係の委託費の内訳につきまして、前回の見積もりと過去の実績について教えてほしいというご意見。

それから、次のページですけれども、修繕費につきまして、火力発電設備と原子力設備の前回の見積もりと2008年以降の実績について教えていただきたい。それから、修繕比率につきまして、分母に入っている設備が固定資産の全額なのか、含まれない資産があるのか、そういった点。それから、20番ですけれども、災害復旧修繕費ですけれども、これまでの計画と実績の乖離があったのかどうかという点。

それから、スマートメーターの関連費用ということで、東電のメーターよりも耐用年数が長いということであれば、耐用年数が長くてライフサイクルで安いということであれば、それもならして原価に入れるということもあり得るのではないかと。あるいは、将来の費用を現時点で割り戻して計算する場合、割引率を1.2じゃなくて事業報酬率で計算したらどうなのか。それから、そうした長期の効果があるものであれば、原価算定期間3年で費用を見込むのではなく、償却資産の扱いにすべきではないかというご意見もありました。

それから、設備関連費用ということで、九州電力の20%という予備率は高いのではないかと、必要なのかというご意見。それから、設備投資のうちで免震需要棟について総額幾ら投資する予定で、建設中どのぐらい費用がかかるのか教えてほしいというご意見。それから、PR施設につきまして、原価に入っているPR施設の一覧を出してほしい。それから27番ですけれども、今回レートベースから除いた項目は、前回でも除いているのか。あるいは、今回値上げなので除いたのかというご意見。

それから、最後に費用の配賦・レートメイクですけれども、3段階料金の1から3段階、それぞれの程度の契約数が教えてほしいというご意見がございました。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、岩根副社長から20分程度でお願いできますでしょうか。

○岩根取締役副社長

それでは、資料7-1でございます。ページを3ページからお願いいたします。

まず、経営効率化のうち管理会計でございますが、当社では、社長と組織長の間で交わす毎年度の成果契約におきまして、安全・安定供給、サービス・品質向上のほか、各組織が重点的に



取り組む項目などにつきまして管理指標と目標値を設定しております。その中に、当社独自の財務指標である資産コスト差引後利益、右の下の方にP C Aと書いてございますが、これを採用しております。当社は継続的な資産効率向上を目指しております、右下に個々に記載しておりますように、税引き後の事業利益マイナス資産コストで計算しております。これは一般的にはE V Aというふうに言われているような指標と類似した指標でございます。各組織がP C Aの目標達成に向けまして継続的に設備利用率の向上、工事費用等の削減、資産圧縮等に自律的に取り組むことで、全社的な効率化を進めてまいっております。

以降、資材調達の関係でございます。4ページ、指名競争発注についてでございます。

当社では、品質確保を最優先に、技術力・施工実績などで信頼できる取引先を選定することができ、かつ手続の効率化も満たすことができるという観点から、一般競争入札ではなく指名競争発注方式を原則といたしております。指名競争発注に当たりましては、取引先を広く募集して透明性・公平性確保に努めるとともに、厳しく査定・交渉して、最大限の競争効果に匹敵する価格低減を追求しております。

5ページでございます。

競争発注の適用拡大イメージでございますが、平成23年度の競争発注比率は15%程度であり、今後3年間で2倍の30%程度まで拡大することを目標としております。また、競争発注のさらなる拡大につきましては、継続して精査・検討を行い、可能なものは速やかに実施してまいります。

6ページでございます。

調達における競争発注困難、あるいは不能の部分の理由などがございますが、高い業務品質が必要、あるいは既設関連でメーカーの知見が必要な場合、また時間的制約による場合、機能分離子会社等にアウトソースしている場合など、競争発注が困難なものと不能なもので全体の70%弱を占めております。今後も価格低減を継続して追求していくとともに、申請原価におきましては、競争発注が困難、あるいは不能な70%弱の部分も含めまして、100%競争発注とした場合の効率化効果、削減率7%でございますが、これを適用しております。

7ページでございます。原子力の定期検査工事における体制及び発注形態でございます。

一般的に、こうした請負工事におきましては協力会社さまが直接施工しておりますが、工事の詳細検討、協力会社の選定、技術指導、あるいは工事の進捗管理などは元請会社さまが実施し、総合的管理監督機能を担っていることから、通常発注者は元請会社さまに一括して工事を請け負っていただきます。原子力の定期検査工事におきましては、発電所の機器に精通し、現場を熟知した取引先に対して発電所の機器ごとに特命発注を行い、毎年P D C Aを回しまして保安活動の充実・高度化に努めております。

なお、原子力事業者は、発電所の保安活動に一義的な責任を負っておりまして、当社は元請会社さまや協力会社さまと長期・安定的な関係のもと、原子力発電所の安全・安定運転の実現に努めてまいります。

8ページでございますが、その元請会社さま、協力会社さまと一体となった保安活動のイメージですが、当社は、元請会社さま、協力会社さまとの間に長期・安定的な関係を築きまして、定期検査中に限らず日常的に安全意識醸成、調達管理強化、作業環境・保守管理等の改善に取り組み、三位一体となって保安活動を充実・高度化させております。この活動を通じまして、原子力発電所の安全・安定運転を果たし、地域社会の信頼に応えてまいります。こうした取り組みを行っていくという観点からも、特命発注を行う必要があると考えております。

9ページでございます。これまでの価格低減と今後の効率化の深掘りでございます。

「継続取引先とのSCM活動」や「関係会社再編」を通じて、他電力会社に先んじまして特命発注や関係会社発注分についての価格低減に取り組み、加えて「発注方法の工夫」を駆使して、これまで効率化を深掘りしてまいりました。今後3年間で競争発注比率を倍増し、さらなる拡大も検討してまいるとともに、申請原価におきましては、100%競争発注とした場合の効率化効果（削減率7%）を、これまでの価格低減を反映した現行水準からさらに深掘りして適用しております。

10ページでございます。

資材調達に係る削減率につきまして、これまでの発注方法の工夫による低減率と、申請原価に100%競争発注した場合の効率化効果として織り込みました削減率について、それぞれご説明いたします。

まず、右側の下のほうですが、これまでの発注方法の工夫による低減率につきましては、工夫による成果の出た件名844件、対象金額1,194億円に対しましては約14.7%となりますが、うち1件が金額ウエートが非常に高く、かつ電源に係る大型土木建築工事と特殊な件名でありますことから、これを異常値として除きますと、残りの843件の平均は5.5%となります。今回は、この取り組みにより低減したレベルをベースに、さらに7%削減することとしておりますが、その削減率7%は、左下にありますように東京電力さんと同じ考え方で、特命発注から競争発注に変更した競争発注導入効果につきまして、全ての実績251件を調査した結果導き出したものであり、より実態を反映していると考えております。当社といたしましては、率としてもこれまでより深掘りした水準であり、対象も100%競争発注とした場合の効率化効果を原価に織り込んでいることをそれぞれ鑑みまして、チャレンジングな目標であると考えております。

続きまして、人件費でございます。12ページでございます。

顧問の給与ですが、顧問については、経営全般や専門的立場からの意見・助言をもらうほか、当社を代表して社会活動に従事してもらうため委嘱しており、現在14名おります。原価算定上、14名の顧問の報酬につきましては、役員と同様20から30%減額した年間約1億4,000万円程度を、雑給の内訳である常用員給与に織り込んでおります。

13ページでございます。

顧問関連費用の原価算入ですが、資料に記載のとおりでございます。顧問につきましては、当社の業務遂行上必要な人員であり、社用車、執務室、秘書も必要に応じ用意しており、これらも必要な経費であると認識しております。

14ページでございます。

原価に不算入とした出向者ですが、116団体、1,017人に関する当社負担分約50億円を原価不算入としております。具体的な精算の処理方法については資料に記載しておりますので、ご確認ください。

次に、その他経費にまいります。16ページ以降、普及開発関連費についてご説明いたします。少し長くなって申しわけございません。

16ページで主な業務内容を整理しておりますが、今回の原価にはイメージ広告やオール電化関連、販売のPR館運営については全額原価からカットしております。お尋ねの節電・省エネに係る取り組みにつきましては、以降のページでご説明いたします。

17ページ、節電・省エネの取り組みに関する必要性でございます。

節電・省エネに係る取り組みは、節電の定着により需給の安定化を図るとともに、自治体さまをはじめとした社会の皆様からのご要望にお応えし、お役に立つ活動として最優先の取り組み事項であると認識しております。また、原子力の安全対策といった供給力確保に関する情報発信は、原子力に対して、ご理解を得るための活動として必要不可欠な取り組みであると考えております。これらの取り組みにより、電気事業法に基づく供給責任や省エネ法に基づく省エネに関する情報提供の努力義務といった公益的な責務を果たすことにもつながると考えてございます。

18ページ、節電・省エネに関する取り組みの概要をここで整理しております。電気の使用状況を見える化するとともに、お客さまに積極的かつ丁寧な情報提供とコンサルティング活動を行い、引き続き節電・省エネにご協力いただくための取り組みを展開してまいります。情報提供及びコンサルティング活動に関する取り組みの概要を一覧表にまとめております。

なお、下の注釈に記載しておりますとおり、これらの取り組みは、中長期的に見れば発電所の建設コストや運転維持費用の低減に資すると考えておりまして、一定の費用対効果があるものと認識しております。

19ページは、18ページを図式化したものでございまして、節電・省エネ活動の推進にあたりましては、マスメディアを活用した広範囲な情報提供をベースで行いながら、専用ダイヤルや個別訪問による丁寧なコンサルティング、ウェブを活用した継続的なサポートなどの取り組みを相互補完的に進める必要があると考えてございます。これらを一体として取り組むことで、初めて関西電力管内のお客さまに節電・省エネ意識が浸透し、取り組みの定着が図れるものと考えております。

次ページ以降で、その具体的な取り組みについて説明しますが、18ページに戻っていただきまして、18ページにローマ数字で（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）、（Ⅴ）と書いてございますので、このそれぞれの数字に従ってご説明いたします。

まず、ローマ数字（Ⅰ）のマスメディアの活用についてのご説明でございます。20ページでございます。

供給力確保等に関する情報提供でございますが、原子力発電所の安全対策をはじめとした当社供給力確保の状況や、電気の安全利用に関する情報提供の例をご説明いたしております。

21ページで、節電・省エネに係る情報提供でございます。年間を通じた節電・省エネに係る情報提供の例をご説明いたしております。それぞれテレビ、ラジオ、新聞といった各種マスメディアを組み合わせながら、経済的かつ効果的に情報発信を行っております。

22ページは、先ほどのローマ数字（Ⅱ）で記載いたしました説明会、セミナー等による情報提供でございます。節電・省エネに関する理解を深めていただくため、各地域におきまして説明会やセミナー等を実施しております。また、夏のピーク抑制をお願いするダイレクトメール等を送付しております。

23ページでございます。

少し戻りますが、先ほどのローマ数字（Ⅰ）の情報提供におけるマスメディアの必要性について補足説明をさせていただいております。マスメディア活用の考え方でございますが、状況により変化する節電や省エネの必要性・方法等について、当社供給エリア全域に迅速な情報発信を行うものであり、企業が行うべき情報発信としてお客さまからの期待も高いものとなっております。その選定に当たりましては、伝達速度、情報量、機動性などの観点で、それぞれの媒体が持つ長所を生かす形で複合的に活用しております。

中央に情報発信量の考え方を記載しておりますが、テレビCMにつきましては、認知率約70%、新聞広告につきましても、各府県の世帯の約70%をカバーすることを目安とした計画としております。

一番下にマスメディアの有効性を書いてございますが、約7割のお客さまが節電・省エネに関

する情報をテレビCM等からも得ていただいております、そのうち約7割が協力意向を喚起していただいております。

24ページから26ページに各メディアの特徴につきまして、27ページにつきまして情報発信量の考え方につきまして、28から30ページに具体的なアンケートの結果について記載しておりますので、ご確認いただきまして、31ページに飛んでいただきます。先ほどのローマ数字の(Ⅲ)から(Ⅴ)のコンサルティング活動の概要でございます。節電・省エネの実効力を高めるためには、お客さまのライフスタイルに応じたきめ細かな個別コンサルティングが必要であると考えておりまして、専用電話によるお問い合わせ対応に始まり、個別訪問による具体的な説明、そして「みる電レポート」等、ウェブによる継続的なサポートといった一連の活動を実施いたしております。

32から36ページにおきまして、コンサルティング活動の詳細な取り組み内容についてご説明しておりますのでご確認ください。

普及開発関係費に関する説明は以上でございますが、今回の申請原価は、従来からの取り組みを厳選して織り込んでおるつもりでございます。一方で、委員の先生方をはじめとして、世間の皆さまからも、値上げ局面においてこれだけの費用を原価に織り込む必要があるのかといった厳しいご指摘があることも十分に認識いたしております。当然のことながら、さらに効率的に進めていく努力が必要と考えておりますが、節電・省エネに関する取り組みは、既にその取り組みを開始しておりまして、お客さまや自治体の皆さまからのご期待も大きく、継続して行わなければ定着しないと考えておりますので、何とぞ、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

37ページでございます。時間も押していますので、少し簡単に説明させていただきます。

賃借料における賃貸契約の更改プロセスでございますが、業務用ビルの賃借料につきましては、賃料水準の妥当性を確認した上、賃貸契約を行っております。さらに、定期的に周辺の賃料単価や相場変動などの調査を行い、契約更改を行うことで適正な水準となるように努めているところでございます。

38ページ、役員の社用車の使用実態でございますが、社用車につきましては、記載のとおり、業務の効率的な遂行、情報セキュリティ、安全性の確保という観点などから、役員の出張などにおいて利用いたしております。

39ページ、研究費における原子力関連、再生可能エネルギー関連の内訳でございますが、原子力関係の研究につきましては59億円、また再生可能エネルギー関連の研究につきましては14億円を原価に織り込んでおります。なお、下の表で費目別の内訳を記載しております。

40ページ、原子力発電関連委託費ですが、平成20年度からの実績及び前回・今回の料金原価について整理いたしております。

41ページ、電力中央研究所の人件費・役員報酬等の水準でございますが、研究員の平均年間給与及び役員報酬の水準を電中研さまに確認したところ、研究分野や規模が類似している他の研究機関との水準比較について、下の表に記載のとおりでございますのでご確認ください。

続きまして、修繕費でございます。

43ページ、火力、原子力の修繕費の内訳ですが、前回料金改定以降の内訳を記載いたしております。

44ページ、帳簿原価の内訳（修繕費率）でございますが、修繕費率の算定諸元となる帳簿原価の内訳を記載しております。

45ページでございます。

災害復旧修繕費の原価実績比較ですが、前回料金改定以降の平成20年度から23年度では、料金原価に織り込んだ費用が約4億円であったのに対して、実績では4カ年平均で約6億円の災害復旧修繕費が発生いたしております。

次に、スマートメーター関連でございます。47ページにこれまでの取り組みの概要を書いておりますが、省略させていただきまして、48ページでございます。

スマートメーターにつきましては、ユニット式の計器と一体型スマートメーターの比較でございますが、割引率を事業報酬率と同じとし、また工費の効率化効果を7%織り込んで再計算いたしております。この場合でも、前回ご提示したものより差は縮まるものの、ユニット式計器のほうが長期的に見てコストの面で合理的であることに変わりはないと考えております。

49ページでございます。

スマートメーターの会計整理ですが、電気事業会計規則に基づき、取替資産として整理をしております。取替資産の減価償却は、会計規則取扱要領で取替法によって行うと定められており、これに基づいて、取替えに要した金額を修繕費勘定に計上いたしております。

次に、設備投資関連です。

51ページ、免震事務棟の設置でございますが、平成23年11月に実施計画を公表し、検討を進めておまして、平成27年上期の運用開始を計画いたしております。

52ページに安全対策工事の概要を記載しておりますが、免震事務棟の工事費につきましては、ハッチングしておりますその他の内数に含まれております。

なお、個別の工事費につきましては、今後の契約において不利益が生じる可能性があることから、この場でのご説明はご容赦いただきたいと思いますと考えております。

53ページ、PR施設のレートベース上の取り扱いですが、記載のとおり、広報関連並びに営業関連ともにレートベースに算入いたしております。

54ページ、原価カット項目の前回改定時の取り扱いですが、今回、レートベースから控除している項目の前回改定時の取り扱いにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、費用の配賦・レートメイクでございます。

56ページでございます。

前回ご質問いただきました従量電灯Aにおける段階別使用量ごとのお客様口数比率についてお示ししております。

58ページ、最後に、大阪の公聴会でもご質問がございました需要抑制の深掘りに伴う短期的料金影響ですが、一定の前提を置いた試算を行っております。その結果、例えば規制分野・自由化分野ともに1%需要が抑制された場合、火力燃料費の減少があるものの、販売電力量もあわせて減少するため、規制分野の平均単価はわずかながら上昇する試算となっております。

説明は以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、平田本部長にお願いいたします。

○平田取締役常務執行役員・お客さま本部長

それでは、資料7-2に沿って九州電力から、これまでいただいたご質問等への回答についてご説明いたします。

まず、経営効率化に関するご質問について説明いたします。

1ページをごらんください。管理会計の活用についてご説明します。

当社では、平成14年度から管理会計システムを導入し、全社及び部門単位ごとの原価管理と組織単位ごとの予算管理を行っております。具体的には、火力や原子力など部門別原価の他社とのベンチマークや損益分岐点分析等により、原価低減に関する課題抽出を行い、その改善策を事業計画へ反映しております。今後は、本部制の導入拡大や電力システム改革などを踏まえ、経営管理システムのさらなる活用により経営効率化を推進してまいります。

1ページ飛んで3ページをごらんください。指名競争を行っている理由についてご説明します。

電力用資機材については、台風や塩害など厳しい自然環境下での信頼性確保や品質面でのチェック、また災害時における迅速な復旧対応体制等の事前審査が必要です。この事前審査に基づき指名競争とすることにより、審査業務の軽減と不適格な資機材調達の見逃しが可能となります。

3ページの下から5ページでお示ししている表は、指名競争を行っている主な品目を取りまとめたものです。

次に、6ページをごらんください。資機材調達における調達コスト低減の深掘りについてご説

明します。

設備の健全性維持に必要な既設設備の修理・取替・部品調達、非常災害時における迅速な復旧のための生産能力や技術力の維持・継承などの事由から、電力用資機材の調達に当たっては随意契約とせざるを得ない場合が存在します。そうした制約がある中で、当社は、平成27年度までに競争発注比率を現行水準の倍に当たる30%まで高めることを目標としております。これまでも、発注方法の工夫、グループ各社の効率化目標を織り込んだアクションプラン、お取引先との協働による原価改善活動などに取り組み、調達コストを低減してまいりました。また、特に平成24年度におきましては、一層厳しい価格交渉や取引先提案の活用等を行い、2%の調達コスト低減の深掘りを既に実施しているところでございます。今回の申請原価には、これまで積み重ねてきた効率化効果に加えて、随意契約から競争発注へ移行する発注だけでなく、随意契約とせざるを得ない発注や、既に競争を行っている発注も含めて一律7.1%の競争導入効果を反映しております。

7ページは、ただいまご説明しました資機材調達コスト低減のイメージを記載したものです。これまでの効率化、3%プラスアルファに今回の申請原価に織り込んだ競争導入効果7.1%を合わせまして、累計10%以上のコスト低減を行っております。

8ページをごらんください。

原子力定期検査では、元請会社を主体として、多種多様な機器の点検等を安全かつ確実に実施する必要があります。このため、元請会社には、協力会社の選定を含めた高度な技術・知見が必要です。また、放射線管理内区域での作業もあり、元請・協力会社は、全ての作業員の法令等に基づく教育等の実施をはじめ、品質保証上の要求事項を満足する必要があります。さらに、品質保証上の保安活動の充実のためには、事業者と元請会社、協力会社が長期的かつ安定的な関係を築き、技術力並びに体制を維持する必要があります。これらの要求を満たす会社は現時点で限られていることから、当社では、対象とする設備や機器、専門性に応じて随意契約を実施しています。

続いて、人件費に関するご質問について説明いたします。

9ページをごらんください。役員数増の理由についてご説明します。

電力会社は、水力・火力・原子力・送変電など専門性が高く多様な機能を有しており、企業の規模にかかわらず一定程度の役員数が必要となります。当社は、多岐にわたる経営課題に対して各部門が有機的に連携し、総合力を発揮できる体制の構築を目的に、執行責任と権限を明確化した本部制を平成22年度に導入拡大いたしました。本部制の導入拡大により執行機能が強化される一方で、本部最適になることが懸念され、また、信頼再構築や原子力発電再開延期に起因する安定供給の確保、緊急経営対策など、創業以来の大きな危機に直面している中、的確に実効性を持



って対処していく体制を構築する必要がございました。このため、平成24年6月に取締役を14名から、現行の定款定数枠の17名に増員し、取締役と本部長の兼務により経営責任を持たせることで、全社最適の観点から業務執行を相互に監視し、それに基づく取締役会の審議機能・監督機能を強化いたしました。これら原子力をはじめとする重点課題への取り組みにめどが立った段階で、取締役数の削減も検討いたします。

10ページから11ページにつきましては、参考として、第13回、14回の委員会でご説明しました役員報酬の原価織込額についてお示ししております。

12ページをごらんください。相談役・顧問の原価算入についてご説明します。

相談役・顧問の人件費は、社長経験者である常勤3名分を雑給に織り込んでおり、関連費用につきましても、各費用項目にて原価に算入しております。相談役2名は、社長の諮問に応じ、または必要に応じて意見具申を行うとともに、経営全般にわたって経営層からの相談を受け、経営的立場からの助言・指導等を実施しております。また、当社を代表したさまざまな社外活動の中で、当社に対する意見・要望の把握や、当社からの情報発信を行っております。顧問1名は、社長の諮問に応じ、または必要に応じて意見具申を行うとともに、社長から委嘱を受けた記載の事項を行っております。

13ページをごらんください。年収メルクマールにおける補正の考え方についてご説明いたします。

供給約款料金審査要領については、最初のステップで賃金構造基本統計調査における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、類似の公営企業の平均値とも比較して電力会社の年収水準について定め、次のステップで同一サービスを提供する電力会社間の地域間の賃金水準較差を反映させるものと認識しております。こうした考え方に基づき、当社は、雇用形態、勤続年数、勤務地域について補正を行っております。

14ページには、雇用形態・勤続年数による補正についてお示ししております。

雇用形態による補正につきましては、給料手当の対象者は全員が正社員であることから、賃金構造基本統計調査における正社員のデータ（592万円）を使用しております。

次に、勤続年数による補正についてですが、設備産業である電気事業は、電気の安定供給のために、発電所や送配電線等の保守・運用・設計など長年の経験と技術力を有した人材が求められることから、新卒採用者に段階的に経験を積み重ね計画的かつ継続的に育成しており、従業員の勤続年数（20.0年）は、他産業（14.3年）に比べて長くなっております。また、研究機関による賃金構造基本統計調査の分析によりますと、中途採用者の賃金水準は新卒採用者の75%程度となっております。同統計調査のデータには、これらの中途採用者も含まれており、新卒採用を中心

とする当社の雇用実態と乖離しております。こうした状況を踏まえ、勤続年数に応じた統計値の補正を実施しております。

なお、当社では、年齢・学歴・性別にかかわらず業務遂行能力に応じて従業員を処遇しており、業務経験を通じて技術力等も向上することから、業務の経験年数である勤続年数による補正を実施し、年齢・学歴・性別による補正は実施しておりません。

15ページから17ページには地域補正についてお示ししております。

地域間の賃金水準較差につきまして、賃金構造基本統計調査では、表-1のとおり、九州は年収の高い業種の労働者が少なく年収の低い業種の労働者が多いなど、地域における産業構造も大きく影響しております。また、同統計調査における都道府県別の統計値につきましては、都市部には企業の本社機能が集中し、地方は支社や工場等の小規模事業者が中心となっているなど、都市と地方の機能の違い等の影響を受けていると考えられます。さらに、当社の給料手当対象者は正社員でございますが、都道府県別の統計値につきましては非正社員が含まれるなど、雇用形態の違いの影響を受けていると考えられます。以上のことから、同一業種の賃金水準の地域間較差を補正する指標として実態を適切に反映できない面があり、同統計調査は適切とは言いがたいと考えられます。

したがって、16ページに記載のとおり、同種同等比較の原則に基づき、全国で同一サービスを提供する国家公務員の賃金を決定するために調査された人事院勧告のデータをもとに算定した補正率（96%）により補正を実施しております。電気料金制度運用の見直しに係る有識者会議におきまして、「地域ごとの物価水準の調整は当然あるべき」との考えが示されたために、審査要領において地域差を考慮しているものと認識しており、人事院勧告の民間給与データによる比率は、消費者物価指数の全国平均に対する九州の地域指数（97%）と同程度となっております。また、同じような特性がございます北海道、東北、四国などの地方の電力会社の皆様の実感とも合っているのではないかと考えております。

17ページに人事院勧告の民間給与データを採用するにあたり検討した各種統計調査について記載しておりますが、賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査、民間給与実態統計調査につきましては、調査結果が産業構造の影響を受けていること等から、同一業種の地域間の賃金水準較差を反映させる指標としては適当でなく、人事院による職種別民間給与実態調査が適当と判断しております。

次に、その他経費に関する項目についてご説明いたします。18ページをごらんください。

普及開発関係費の分類を関西電力様にそろえた場合の内訳を記載しております。関西電力様の節電・省エネ、需要抑制関連の費用は、当社では需要抑制要請関連と電気料金メニュー関連に整

理しており、合計で6億400万円となります。

19ページをごらんください。

先ほどの表の節電・省エネ、需要抑制関連の詳細として、需要抑制・節電要請と電気料金低減に資する省エネ提案活動の内容や各年度の費用を記載しております。

20ページには、需要抑制・節電要請の具体的な取り組み内容を記載しております。需要抑制や節電に引き続きご協力いただくためには、多様な手段を組み合わせ、九州全域のお客様に対して需給状況や節電方法に関する情報提供を実施することが必要と考えております。マスメディアを通じた情報提供は、お伝えできる情報に限りがあるものの、幅広いお客様層に対して時宜を得た情報発信が可能であること、また、より詳細な情報を掲載している当社ホームページをごらんいただいたり、当社へお問い合わせをいただいたりする契機にもなることから、有効な手段の一つと認識しております。

次の21ページには、電気料金低減に資する省エネ提案活動の具体的な取り組み内容、22ページには、省エネ提案活動の必要性について当社の考えを記載しております。

23ページをごらんください。お客様との対話活動の取り組み内容を参考に記載しております。

当社は、お客様と直接顔を合わせ、当社事業についてご説明し、お客様のご意見、ご要望をお聞きする双方向の対話活動を全社において展開することとしております。

24ページをごらんください。賃借料見直しのプロセスについてご説明いたします。

当社の賃借物件については、契約更改の機会など、おおむね1ないし3年ごとに、周辺物件の賃料水準や維持管理費用などの妥当性を確認した上で、貸し主と契約を更改しております。当社が賃借している本店・支社ビルについては、貸し主との協議により、計画改修工事や共益費などを見直した結果、平成21年度以降、10%程度低減しており、周辺物件と同等以下の水準となっております。

25ページには賃借料の水準について記載しております。賃料低減の継続的な取り組みにより、当社が賃借している事務系施設の賃借料はおおむね市場価格と同等、もしくはそれ以下の水準となっております。

26ページをごらんください。社用車の利用状況についてご説明いたします。

当社役員は、移動時間の短縮や有効活用、情報セキュリティー・安全確保等の観点から、公共交通機関の便数が少ない当社事業所への出張や、お客様・自治体への訪問時等に社用車を利用しております。社用車は、全ての役員に専用車を割り当てるのではなく、12台のリース車両を、役員のほか来客の送迎や部長クラスも利用するなど、効率的に運用しております。なお、休日において社外対応など業務上必要な場合は社用車を利用することもあります。現在はゴルフ場への

送迎は行っておりません。

27ページをごらんください。研究費における原子力関連、再生可能エネルギー関連の内訳についてご説明いたします。

研究費総額約58億円のうち、原子力関係研究費は約19億円、再生可能エネルギーに関する研究費は約12億円となっており、その割合は3対2となっております。主な研究内容は表に記載のとおりです。

28ページをごらんください。

原子力関連委託費の内訳について、前回原価と平成20年度以降の実績を記載しておりますので、ご確認ください。

29ページをごらんください。

電力中央研究所研究員の平均年間給与及び役員報酬の水準について、記載の内容のとおり回答をいただきました。

その他経費に関する項目についての説明は以上です。

次に、修繕費に関するご質問について説明いたします。

30ページをごらんください。

火力・原子力発電修繕費についての前回原価と、平成20年度以降の実績を記載しておりますのでご確認ください。

31ページをごらんください。

前回、今回原価及び平成20年度以降の修繕費率、設備別の帳簿原価を記載しておりますので、ご確認ください。なお、修繕費メルクマールの参照期間につきましては、厳しい収支状況から修繕費を抑制したレベルとなった平成22、23年度を含む5カ年としています。

32ページをごらんください。

災害復旧修繕費は、ページの下のほうにある表に示すとおり、年度によって原価織込額と実績に乖離はありますが、長期間を参照すると、その乖離は小さくなります。平成15年度から24年度の10カ年平均で見ると、原価織込額よりも実績のほうが4億円高くなっています。なお、今回原価では、平成15年度から24年度の10カ年平均よりも低い5億円を織り込んでいます。

次に、スマートメーターに関するご質問について説明いたします。

33ページをごらんください。

スマートメーターの取替費用についてですが、スマートメーターを含めた計器は、供給約款料金算定規則及び電気事業会計規則に基づき取替資産として整理し、取替に要した費用は修繕費に計上しております。また、取替法は、かつ恒常的に発生する取替処理を適正かつ実務的に行う方

法であり、取替法を適用することは合理的なものと認識しています。

34ページをごらんください。

一体型スマートメーターとのコスト比較については、前回のご指摘を受けて割引率は事業報酬率と同じ2.9%に見直し、工費は7%の効率化を織り込み、20年間のコストを算定いたしました。弊社ユニットメーターは長期信頼性があること、法定取替時に計量ユニットのみの取替で対応できることから優位性があると考えております。

続きまして、設備投資に関するご質問について説明いたします。

35ページをごらんください。夏季の年間最大電力に対する供給予備率についてご説明します。

供給予備率は、原子力発電所や火力発電所の定期検査や補修をどのように計画するかによって変わります。原子力発電所の定期検査は、法定周期ごとの実施を基本としており、実施時期が夏季になる場合がありますが、今回の前提計画では、原子力発電所の再稼働時期を平成25年7月としており、その後の定期検査は平成26、27年度とも夏季ピーク時に重ならない予定です。また、火力発電所の定期検査や補修は工事量の均平化の観点から夏季に実施することがありますが、今回の前提計画では、年間で最も電力需要が大きく気温の影響による需要変動リスクが大きい夏季の安定供給に万全を期すため、夏季を避けて計画しております。その結果、お客様にご協力いただいている節電分を需要想定に織り込んでいることもあり、平成26、27年度の年間最大電力に対する供給予備率は20%程度の水準となっております。夏季以外の季節については10%台の予備率となっている時期もあり、原価算定期間中の安定供給を維持するためには、年間を通して全ての発電設備が必要と考えております。

下表には自社火力電源の設備利用率をお示ししておりますが、石油火力を含め、全ての発電設備について相当時間の運転を計画しております。

36ページをごらんください。原子力安全対策における免震重要棟の工事概要についてお示ししております。

免震重要棟は、免震構造で放射線管理機能を有する事故時の指揮所として、平成27年度を目途で設置を予定しており、現在、調査測量工事等を実施しております。なお、建設に係る工事費は、国の基準や過去の知見等を踏まえて検討した仕様等から合理的に算定しておりますが、具体的な金額は、契約上の問題等があることから、この場でのご説明は差し控えさせていただきます。

37ページをごらんください。レートベース不算入項目の前回改定時の扱い及び今回レートベースに算入しているPR施設についてお示ししております。

前回改定において、厚生施設は福利厚生の一環を担う施設、販売促進に係るPR施設は販売促進活動の拠点として原価に算入しておりました。今回原価においては、PR施設のうち販売促進

に係る施設はレートベースに算入しておりません。電力設備、エネルギーに関する理解促進を目的とする展示館は算入しております。

38ページは、従量電灯Bにおける段階別使用量ごとのお客様数です。電気の使用量が第1段階のみとなっているお客様は全体の24%となっております。

39ページをごらんください。

ご参考に、需要抑制の深掘りに伴う短期的な料金への影響を記載しております。仮に規制部門、自由化部門ともに1%需要が抑制された場合、燃料費が減少するものの、販売電力量の減少により固定費単価が増加するため、規制部門の平均単価はわずかに増加する試算となっております。

私からのご説明は以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきました事務局、関電、九電、それぞれのご説明に対しましてご質問やご意見のある方、どうぞお願いいたします。

○陶山オブザーバー

公聴会でも非常に話題になっておりましたけれども、顧問料について質問をさせていただきます。

関西電力さん、それから九州電力さんとも必要な仕事を担っていただいているというご説明だったんですが、この中に両方とも会社を代表してというような言葉で記載されていますけれども、通常、その事業・業務にどうしても必要だという場合は、一般的な素人の見方かもしれませんが、その業務の中に権限だとか責任が明確にされているのではないかなというふうに一般的な見方としては思いますが、顧問の方々の権限、あるいはそれに対する責任というようなものは、それぞれの中でどのように認識をされ、あるいは何か規定化されているようなものがありましたら、ちょっとご紹介いただきたいなというふうに思います。

○安念委員長

じゃ、お願いいたします。

○関西電力株式会社説明補助者

関西電力でございますけれども、それは個別に顧問に委嘱しているわけでございますので、一般的な中で責任であるとか権限であるとかを決めているものではございません。個別に意見なり助言をいただくということで、そういう形の仕事を委嘱しているということでございます。

○安念委員長

九電さん、いかがですか。

○九州電力株式会社説明補助者

関西電力さんと同じように、個別の権限というものではなくて、それぞれに委嘱の中でこういうことをやっていただきたいといったような定めでございます。

○安念委員長

いかがですか。

○陶山オブザーバー

そうですね。それでは、個別、そのときに折々にというと、取締役会、あるいは代表権者のところからのご判断で委嘱されているという関係で、業務全体の中で必ず必要不可欠という形で組み込まれている制度なり体制ではないというような、そういう判断もできるということなんでしょうか。

○岩根取締役副社長

基本的には今申し上げたとおりですが、やはりかなり経営全般とか特定の分野についてご経験をいただいておりますし、そういうことに関しては、やはりいろいろご指導いただくということをやっておりますし、それから、やはりエネルギー政策とか地球環境問題みたいなところは、これは社内でも考えますが、社外でもいろいろそういう会がございまして、社外というのは、もう関西の中でですね。そういう委員会の中では、顧問の方に実際に出ていただいて委員長をやっていたとか、そういうこともお願いをしたりはいたしております。

○安念委員長

九電さん、何かつけ加えていただくことはありますか。

○九州電力株式会社説明補助者

例えば顧問の例で申し上げますと、電力の供給のシステムやスマートグリッドなど次世代ネットワークシステムの研究開発、電力系統の需給運用、これらに関する調査研究についていただいていることがございます。

○安念委員長

何だかよくわかりませんな。財界活動はやっていると、大体顧問とか相談役というのはみんなそういうものですよ。世の中一般にいう顧問や相談役というものはね。

それじゃ、松村先生の次、辰巳委員で、河野さんとしましょう。

○松村委員

最初は感想です。電力会社の体質が極めてよくあらわれている回答だと思いました。

関電に関しては、普及開発の正当性についてこんなにたくさんのスペースを割いて、これでもか、これでもかと一生懸命説明しているのにもかかわらず、公聴会の席でも、あるいは委員会の

席でも再三再四指摘された顧問に関する説明はたった1ページ。しかも、ばかにしているのかというほどにわずかな情報で、今まで口頭で回答したことからどこに積み増しがあるのか。公聴会でも、口頭での電力事業者のいい加減な回答に対して、そんな説明では到底納得できません、ちゃんと説明を出してくださいと言ったのにもかわらずこれだけかと。今日の口頭の回答も含めて、そんな説明で本当に納得すると思っているのでしょうか。顧問に対する説明が足りないのは九州電力も同じです。

私は、到底相談役、顧問に関しての両電力の説明は、今日の説明も含めて全く納得できない。あれだけ繰り返し、繰り返し、繰り返し、繰り返し言ったのにもかわらずこれしか出てこない。非常に抽象的なものしか出てこない。スマートグリッドに関する専門的な知見、ようやく九電からは具体的な言及があったのですが、一体誰に、どういう立派なスマートグリッドの専門家に頼んでいるのか、その顧問はスマートグリッドに関する知見の提供で年間3000万円近くもの報酬に値するほどの世界的権威、専門家、そういう人なのか。こういう点に関する説得力のある説明がない限り、到底納得しようがありません。もしこのまま、この費用の原価算入を認めるなどということがあったら、本当にスリーピングコミッティーだと言われかねません。この点に関しては、担当する委員はぜひ厳しく考えていただきたい。私は余程の追加説明がない限り、全額原価不算入でしかるべきだと思います。

この費用に関しては、九電からは、それなりに詳しい情報が出てきた。執務室のスペース、秘書をどれだけ割り当てているのかというような情報が出てきているので、これに基づいて、もし原価不算入とするならば、査定して削ればいい。しかし、関電からは具体的に出てきていないので、ちゃんと出していただく必要がある。もしどうしても出せないというのならば、最も極端なことを言えば、顧問が使っているスペースのあるビル全体、区分できないのだったら、その賃貸料全体を原価から除く。物すごく乱暴なことを言っているのはわかっていますが、そんな乱暴なことを委員会がせざるを得ない状況にしないためにも、ちゃんとデータを出してください。お願いします。

2点目です。電中研についてです。私は原電、原燃、電中研とずっと繰り返し発言しています。発想は全部同じで、原電なら、自社の発電所でやっていたとすればこうなっただけだから、その固定費は基本契約で負担しますという理屈は受け入れるとしても、もし自社でやっていたとすれば、人件費その他も含めて厳しく査定されるはず。都合のいいところだけ、自社でやっていたとすればとか、運命共同体、といったことを言いながら、査定のところではそういうものがないというのはいかがなものか。この観点からしつこく繰り返しています。今回特に出てきたのは電中研なのですが、私はいまだに、例えば東電、あるいは関電の研究員が研究する場合には給与



水準は査定されるのに、電気料金から、半ば自動的に流れるお金で雇われる研究員の給与水準が、もし本体の研究員だったら査定されるのにもかかわらず査定されないのはおかしいというつもりで、ずっと発言しております。残念ながら、その質問に対する回答はやはり今回も出てきませんでした。

極端なことを言うと、例えば電力会社がLNGターミナルの部分の運営を全部子会社化して、その部分については全部電気料金で面倒を見る格好で自動的にコストを払い、仮にターミナルがとまっても固定費を負担することがあったとして、その従業員の給与はどうなっているのかと聞いたときに、それはガス会社の給与と比較して大差ないから問題ありませんと答えられたら呆れ果てると思います。これと同じ答えを今回両電力とも電中研に関してしているわけです。よく似た機関と給与水準が大差ないなんていう雑駁な説明だけで済まされては困ります。LNG関連の子会社の給与をガス会社と比べるというのは、もちろん間違っていないと思う。同業ですからね。でも、もしそういうことをしたとしても、それは値上げ申請を出していない事業者の給与水準で、査定を受けていない事業者の給与水準で、あえて言えば、例えば値上げ申請を出す前の関電の給与水準と比較しているのにかなり近いことをやっている状況です。もし自社の社員だったとすれば査定を受けたはずだというような問題意識からもはるかに遠い資料しか、結局最後まで出てこなかった。これだけ繰り返し、繰り返し、繰り返し、繰り返し、繰り返し言ってもこれだけしか出てこないのだから、もう出す気はないことはほぼ明らかなので、私たちがわかる範囲の情報で一定の決めで査定をして、料金の原価に織り込む部分を定めるということを経営者で得ないと思います。そのような乱暴なことというのをするのがだめだというならば、ぜひ情報を出してください。

九電の資料では、前回までに参考資料として出したものでは、電中研に関しては博士号の取得者がこんなにたくさんいるのだから、安易に賃金を比較するべきでないという示唆するものがありました。それはある意味で学歴の補正だということだと思います。私は、学歴の補正だとかというようなことに関して一切耳を貸さないとか、そういうつもりは全くありません。九州電力だって関電だって、博士課程をおえ、長く教育を受けてきた博士号取得者には高い給与を払っているということがあるのかもしれないし、そういうことを否定するつもりもありません。しかし今までに出てきている情報で納得しろと言われても、全く納得のしようがありません。私が求めているデータは、これではないということだけははっきり言わせていただきます。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

研究を外注するにしたって、単価は、人口で積算していくわけですよ、多分。だから、受託先の賃金がどうなっているかというのも、それは当然入って、それを積算していくわけだから、松村先生のおっしゃることは全くそのとおりだと思いますよ。

それから、どうでしょうかね。顧問、相談役は、こう言っちゃ何だが、資料を出してくれと言っても、それはもう無理でしょう。出してくださるなら出してくださって構わないけれども、顧問とか相談役というのは、現役の経営陣から見れば入社した当時からの上役だったわけですよ、要するに。なかなかそういう人を追い——追い出すと言ったら何だけれども、なかなか難しいよね。だから、資料を今さら出してくださいと言っても、そこはなかなか難しいだろうから、我々は我々の立場で判断をさせていただくと、こういうことになるのではなかろうか、なんて個人的には思っております。

辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。

一番気になった点をまず申しますと、やはり普及啓発の説明です。私も関電さんの説明、きちんと全部見ることができないくらいと言ったらいいんでしょうか、余りに懇切丁寧にこれだけの普及啓発がかかるんだというご説明だった点です。かえって何か、普及啓発が私は必要ではないとは思ってはいませんが、本当にこれだけ必要なかと気になりました。その裏付けが、お客様へのアンケートであるということをおっしゃっているんですけども、アンケートでお聞きになったときは、例えば、テレビや新聞等の広告が必要ですかと聞けば、必要だとなります。また、「節電に関しては何の情報を頼りにしたか」と聞けば、「テレビなどの広告です」というふうに、これ、通常のアンケートでは必ずそのようになると思うのですが、アンケートをとる中で、その普及啓発にかかる費用があなたの電気料金で払われておりますが、これこれの金額が払われておりますが、それで必要性はありますかというアンケートを一度おとりになってほしいなと思ってるんですね。恐らくそうなると、ただちらちら流れている、例えばテレビのCMに本当に重要な役割がそれほどあるのかというふうに、多分答えが変わってくるような気がするんですね。だから、そういう意味で、一般的なアンケートでおとりになった成果がここにあらわれていて、それを裏付けに非常に重要だというお話になるのならば、やはり少し視点が違うような気がしております、九電さんがお出しになった数値と関電さんが出してくださった数値が、これは前にも申し上げておりますけれども、余りにも違い過ぎるので、トータルすると15倍ぐらいになるのでしょうか。ほかの経費で2者の比較をしていったときの違いと極端に違い過ぎるもので、そのあたりはどうしてもきちんと1つずつ、本当に必要かどうかというのを見させていただきたいなと思

っています。そのあたりに関して関電さんのほうでご意見、もしあれば伺いたいというふうに思っております。

○岩根取締役副社長

説明のときにも申し上げましたけれども、やはり値上げの局面におきまして、こういう費用を原価に織り込む必要があるのかという厳しいご指摘があるのは十分認識しております、我々としても、こういうことは従来からやってきましたけれども、さらにこれから効率化して、こういう値上げの局面でございますので、我々としてもさらに精査して、取り組みについては効率化というのをやっていく必要があるかというふうに考えてございます。

それで、ちょっと九州さんとの金額の差というのは、これはちょっと一概に言えませんけれども、我々の場合は広域放送のテレビとか、それから関西版の新聞とかということで、例えば府県の新聞とかいうことじゃなくて、少しその単価のところが高くなっているというようなことも——1回当たりですね——というのものもあるかなとも思うんですけども、ちょっと九州さんの事情はわかりませんが、もちろん我々もさらに精査していく必要があるというふうには考えてございます。

○辰巳委員

確かに広告等で説明していただかなければいけない項目もたくさんあると思います。例えば料金の値上げや、あるいは料金のこういう内訳の話なんかも、もし可能ならばできる限りやっただけということは価値があると思います。ところで、ちょっと私は疑問に思ったことがありまして、最後のページで両社様がお出しになっている、節電がなされたら料金が少し高くなるよというふうな、そんな感じのご説明でしょうね、これ、きっと。だから、そのところと、桁がわからない、500億ですか、50億でしたっけ——の広告費をかけて節電の広告をやることとの費用対効果という計算を、ちょっと数字でお出ししていただけるといいなというふうに思っていたんですけども、その数値というのはなかったような気がします。

○岩根取締役副社長

短期的に見ますと、どうしても需要が減りますと、当然変動費、燃料費は減るんですけども、設備は少し需要が減ってもなかなか減らすことはできないんです。けれども、中長期的に見ますと、やはり発電所の投資を抑えられるとか、送電線の投資を抑えられるとか、固定費のほうも節減できますので、長期的な視点で見ると、定着して需要が減っていくということについては、我々としても一定の効果はあるというふうに考えております。短期にすぐに効果が出るかという点と出ないんですけども、やはり定着させて期間を長くして見れば、設備投資を将来的に抑えていくということで、少しだけ触れているのが、7-1の18ページの一番下の欄外に書いてござい

ますけれども、やはりこういう取り組みをして、例えば今、古い石油火力も維持していますけれども、こういうものが廃止できれば維持費用は助かることになるといえるようなことは書いてあります。ただ、短期的にすぐにこういう効果が出てくるというわけではございませんし、一、一の関係できっちりと関連づけられるわけじゃないですけれども、曖昧な答え方になっておりますが、こういう効果もあるので、一定の費用対効果というものはあるものと考えてございます。

○辰巳委員

ありがとうございます。私たち消費者は、もう節電は絶対重要なことだというふうに思っておりますけれども、最後の資料を出されてちょっとがっかりしたなというふうに思ったもので、すみません。

○安念委員長

ただ、ちょっと待ってください。これは当たり前ですよ。電力というのは装置産業なわけですから、節電というのは考えてみると変なことをやっているんですよ。つまり、製品1単位当たりの単価が高くなることをやっているわけですから、奇妙と言ったら奇妙ですよ。同じ設備の中であれば生産量を増やしたら単価は安くなるわけですから、本当はどんどん火をたいて、みんなで電気を使ったほうが単価は安くなるんだから、経済合理性はそっちのほうにある。ただ、今おっしゃったように、長期での設備投資を考えると節電したほうがいいと、そういうような話ですから、その兼ね合いは実際には非常に微妙なことですよ。大体普通は、どんな会社だって、自分の金をかけて自分のところの製品を買うなというコマースシャルをするとか、ないですよ。それをやっているわけだから、いろいろな意味で特殊な業界だということでしょうな。

九州さん、どうぞ。

○平田取締役常務執行役員・お客さま本部長

今の辰巳委員の最後のページの資料の意味合いですけれども、これは多分、電力量の需要想定をするに当たって、もっと節電を織り込んでやれば値上げ幅が少なく済むんじゃないのというようなことに対して、必ずしもそうではないですよということをお示しした資料でございまして、節電すればするほど単価が高くなりますよということをストレートに言うための資料ではないということをご認識いただければと思います。

○安念委員長

今、それを僕がストレートに言ってしまった。

河野事務局長、次が八田先生で、それから永田委員。お願いします。

○河野オブザーバー

私がちょうど聞いたかったことは辰巳委員と全く同じことでして、これだけ51億もかけている

のにもかかわらず、なぜ需要抑制することが単価にはね返ってきてというか、上がってしまうところをお聞きしたかったので、今のご説明でわかったというか、私は理解したんですけども、やはりこのところ、公聴会等で皆さんが質問している、わからない世界というか、わからない料金体系、仕組みというのが改めて自覚したなというのが今のご説明でした。

そのところはそういうことなんだろうなと理解したんですけども、そのほかに、先ほど陶山さんもお質問なされたところなんですけれども、余り人件費のところは言うのがちょっとはばかられるかなとは思ってはいるんですけども、例えば九電さんの取締役さんがふえた理由を読ませていただきますと、どう考えても必然性が感じられないといいたいまいしょうか、一人の消費者として審議機能とか監督機能を強化したと言われていても、3人内部から内部昇格でふやして、果たして本当にそうなのかなと。もう少し本質的にそういった機能を高めるのであれば、もっと違うやり方があるって、それは外部に対してももう少し説明がきちりできるような形なのかなというふうに思っておりました。

このあたりは皆さん、非常に普通の消費者が疑問に思うところなので、私もここでお伝えしておきたいというふうに、第三者的にといいまいしょうか、外部の目をもっと入れて、外部の知見や知識を活用するというやり方だっただろうと。自前でやっていくことが、今のこういう厳しい目にさらされているときに、もうちょっと前に決定されていたと思いますけれども、どんな意味合いを持つのかという感覚というのをもちまして、ですから、皆様がこれまで本当に電力会社としてプライドを持って地域の中でやってこられたことを、そのまま意識として踏襲されている、そういうふうには伺えるんですが、それは消費者から見ると一種独特の体質というふうに、すみません、見てしまうんですね。ですから、改めて今回値上げに当たりますと、外から見たらどう見えるか。公聴会等で大分皆さん、さまざまなご意見に接せられたと思いますけれども、消費者も、先ほど安念先生が変な、比較的なみんな勉強してきて冷静な消費者が多かったと、意見も妥当な意見が多かったというお話でした。私たちが理解力はあるほうだとは思っておりますけれども、皆さんのほうもやはり意識改革をしていただいて、先ほど消費者庁さんのチェックポイントに説明責任だとか妥当性だとかあって、抽象的な概念ですから、この後どの程度料金の最後の算定のところに反映されるかわかりませんが、私たち消費者は、いつもそういう目で見ていたということをご理解していただきたいというふうに思っています。

ですから、先ほどの、節電を一生懸命やっても、最終的にはすぐには反映されないんだよというふうなわかりにくい部分に関しても、大変だと思いますけれども、ちゃんと説明してください。私たちは理解した上で最後の数値に対して納得を示すということになると思うんですよ。ですから、本当に面倒くさいかもしれませんが、この際ですから、そういった意味で持ってい

らっしゃる体質というところもしっかり自覚していただいて、私たちに説明していただければというふうに思っております。

もう一点は、このところ新聞報道を見ますと、LNGの調達方法ですとか、それから、一般企業さんがそういったところに多々参入していて、それは新聞報道ですから実質的にどういう状況かわかりませんが、非常に燃料費のところの調達の形が動いているというか、物すごく変わっているのではないかというふうに消費者には見えてくるんですね。そのあたりも、先ほど期待値ですとか、それから予測値みたいな形で、この後3年間織り込んでいくというところで、今現在原油は上がっている、でもLNGの価格は非常に下がっていると。でも、このところ勉強させていただいたのは、連動式でやっているからなかなか難しいと。長期契約なので、すぐに変えるのは難しいけれどもと大分言いわけは聞かされたんですが、でもできるんじゃないのかなとちょっと期待もするんですね。そのあたりで経営努力を見せていただければ、私たちも「ああ、そうなんだ」という、最後はまた消費者の漠然とした納得感のところについてしまうんですけども、今現在、この燃料費の3年間の見通し、皆さん、今はこれだけしかできないということだと思いますが、でも、もっと火力発電所の新型への移行だとか、そういったところ、シェールガス由来のLNG調達の割安に対する見方というのを今現在どう見ていらっしゃるのかをぜひ教えていただければと思います。

#### ○安念委員長

前者ですけれども、九電さんも、取締役の数を増やすについては、今どき増やすんだから、世間からいろいろ言われるだろうなということはお考えになりましたよね。

#### ○九州電力株式会社説明補助者

先ほどのご意見の中で、外部の知見を活用してということをおっしゃっていただきました。これについては、9ページの一番下の※のところ、「原子力部門の一層の透明性向上のため」というのに下線を引かせていただいていますけれども、こういったことのために、原子力部門の業務運営について外部の知見の方々にきっちり説明させていただいてご意見をいただくといったような組織をつくっております。また、取締役を増やしたというところでございますけれども、本部制のことも書かせていただいています。本部が本部最適となってしまうといいですか、そこをきちんと監視をし監督をしていくといったようなところ、それから電力の安定供給の確保と緊急経営対策、これについても全社最適の観点から、取締役として会社全体の経営責任という観点から、監督機能を果たす、体制を強化するというところでございまして、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○安念委員長

続いて、天然ガスの調達について、もう一段の頑張りにはできないかという、そういうお尋ねだったんですが、何かコメントしていただくことがもしあれば、九電さん、いかがですか。次に関電さん。

○平田取締役常務執行役員・お客さま本部長

少なくとも、この27年までの3年間において今の動きを反映させるというのは、契約上も実務的に非常に難しいというのが私どもの見解でございます。

○安念委員長

関電さん、いかがですか。

○岩根取締役副社長

すみません。ちょっと燃料の前に情報の話ですけれども、公聴会でも、やはり情報公開努力が足りない、あるいは説明が難しいというようなことを言われておりまして、我々としても、やはりそれは非常に反省しておりまして、少しずつですけれども、例えば、ホームページなんかは、公聴会で出たご質問とか、それから専用ダイヤルなんかもしていますので、よく出るご質問についての当社の考え方とか、当然今日ご提示したような資料については全部公開するようにしております。また不十分だと思いますけれども、少しずつ努力して、いつもそういうことで我々は見ているんだということで、少しでも努力するように引き続きやっていきたいと思えます。

それから、燃料の話については、当然我々も必死になって努力しておりまして、やはりアジアマーケットの原油リンクをどう外すかと、それにはやはり燃料の多様化をどうしていくかと。やはりアメリカのシェールガスリンクのものをどうとってくるか。これはご説明しましたように、我々、恐らく日本で初めてですけれども、アメリカの天然ガスリンクというのを契約を既にしております。それから、当然シェールガスについても今交渉をしております、残念ながらまだ発表はできませんけれども、かなり交渉をしております、最大限努力しているところです。ただ、もともとのシェールガスリンクのやつについては、これはアメリカから来るやつじゃなくて、価格方式がそうなっているということなので、これはもう確実に入ってくるんですけれども、アメリカのシェールガスについては、やはりこれは輸出許可の問題がございますので、まだしばらく先かなと。そのシェールガスリンクのやつについても、残念ながら3年の期間の少し後に入ってくるものでございまして、それ以外も努力をしております、やはり従来の同じ型じゃなくて、従来はガス層から出てくるんですけれども、石炭層から出てくるようなものもございまして、これは従来少し出ていなかったんですけれども、そういう石炭層から出てくるような天然ガスをどうす

るか。それから、やはりアフリカ——これはちょっとアルジェリアの話もありますけれども、やはりそういうところのものについては、少しヨーロッパリンクになる可能性もございますので、こういったものも含めて、ありとあらゆることはやっておりますが、ただ、申しわけございませんが、この3年となりますと厳しいことは事実です。最大限の努力はしているという状況でございます。

○安念委員長

ということでした。

八田先生、どうぞ。

○八田委員

役員の数が多いという論点ですが、役員数については、元来ならば、各会社に任せていい問題だと思います。例えば、従業員と役員のあわせた報酬に枠をはめて、その中で自由にお決めくださいとする。あるいは従業員、役員のそれぞれの報酬総額に枠をつくるが、実際の運用はお任せしますというのもありうると思います。それでいいんじゃないかと思います。

ただし、顧問の報酬は、役員の報酬と違って、規制料金の原価に全く入れなくても良いと思います。まず、顧問の対外活動は、一種の社会貢献であり、最低限家庭に電力を供給するために必要な活動じゃないことが多いと思うんですよ。それは、電力会社の自由化部分でやればいいことです。そもそもこの費用を最終的に規制料金に乗せられると、無制限に多く支払うことになっちゃいます。

それから、後輩が先輩に昔の経験を聞くという機能は、当然有用だと思いますけれども、自分の会社のことはみんな気をかけているのだから、無報酬で喜んでやってくれると思いますよ。

実際は、現役の方は顧問にやめてもらいたいものだけれど、やめさせられなくて困っている場合が多いと思います。安念先生がおっしゃったように、ここの委員会でも規制部門に顧問はいらないと決めてあげることが、実は現役の方は全員お喜びになることだろうと思います。だから顧問は、役員とはかなり違った性格ではないかと僕は思います。ただし、自由化部門の費用で賄うことは、もちろんその会社の裁量です。

それから、節電の費用ですけれども、これは先ほど議論が出たことですが、発電の余力のあるときには、節電しないでくれたほうがいいわけですから、節電費用を下げることもできる。ところが、余力がないピーク時には、その時間帯だけ料金を上げる仕組みをつくるべきでし。その分オフピークの料金を下げればいいわけです。それが元来の解決法であって、何とかやめてくれと宣伝してお願いするというのは筋じゃないと思います。

百歩譲ってお願いするとしても、夜中の余っているときも新宿を暗くしてくださいというよう



に、何でもかんでも節電してくださいというのにお金を使うのは困るので、明確にピーク時だけ絞って節電してくださいということではなければならないだろうと思います。

それから、随意契約のことですけれども、原子力の定期検査の例が、例えば手元の九電さんの8ページにあるんですけれども、原子力の定期検査では、誰にでもやらせるわけにいかないというのは、恐らくそうなんだろうと思いますよ。だけれども、そうならば、我々が電気製品を買うときに保証契約を最初にやるかやらないか聞かれるわけですけれども、それと同じように、最初に入札するときに、後での定期検査まで全部ひっくるめた入札を要請することはできないものでしょうか。

これは純粹にご質問ですけれども、買う前の段階ではいろいろ選択肢があるけれども、一旦コミットしてしまったらば、もう定期検査については特定の業者が独占し、しかも定期検査の価格は言いなりというのなら、一番最初のときに入札は何だったかということになります。最初の入札で定期検査までひっくるめた価格を決めておかないとまずいんじゃないかと、思いますけれどもね。そういうことができないとするとどのような理由があるのでしょうか。

○安念委員長

それは、製品とアフターマーケットと込み込みの契約ですよ。

○八田委員

そうです。それはできないんですか。

○安念委員長

いやいや、わからないけれども、それは少なくともアメリカではタイピングの問題として結構議論されるんですよ、抱き合わせ販売の問題として。

○八田委員

それは、以前にこの委員会で課題になった、葬儀屋さんは霊柩車代と花代とをばらばらにしても売るべきで、抱き合わせ販売しかしないのはおかしいじゃないかという問題ですよ。でも、お葬式の場合には、技術的な観点からは、霊柩車とお花とは別々に発注できるので、別な業者から買うことは原理的に可能ですよね。でも、原発の場合には、最初の投資と、定期検診がどうしても密接不可分だから原理的に不可能だとおっしゃっているわけですよ。もしそういう性質のものだったらば、お葬式のケースとは、全然別で、最初から抱き合わせで入札しなければまずいんじゃないかなと思うんですけれどもね。

○安念委員長

それ、どうですか。アフターサービス、修繕まで込み込みの契約ということはあるんですか。

○関西電力株式会社説明補助者

原子力はさすがにありませんけれども、例えば水力で、水車発電機を全面的に取り替えるようなケースで、水車の設計によって効率が変わったりしますので、その発電効率とイニシャルコストと、将来、15年程度、我々が想定する一定期間のメンテナンスコストを総合評価をして落札先を決めるというふうなことはやっております。

○安念委員長

それはむしろ原子力のほうがかえってそうなりそうな……。例えば、こう言っちゃ何だけれども、東芝の機器を入れたら東芝関連のところでないとなんてメンテできないでしょう、基本的には。

○関西電力株式会社説明補助者

今のこの原子力の定検ですけれども、これは、例えば私ども、三菱重工のプラントを入れていますがけれども、定検をやっているのは三菱重工だけではなくて、私どもの関係会社や、一般の建設会社さまも含めて三十数社が、それぞれのプラントのそれぞれの機器に対して張りついているというか、継続してやっていると。我々と、その元請会社さまと協力会社さまと三位一体となって技術のレベルを上げていっているという状況で、全てがプラントメーカーということではございません。

逆に、工事会社のレベルを上げていくことによって、おっしゃるようなメーカーから工事会社へのシフトというのが進みますので、それはある意味、効率化を進めることになるのではないかなということで、継続して工事会社さんとレベルを上げていっているという……。

○秋池委員

関連して。入札が行われるためにセットにするというのは、一見いいようでもあるんですが、40年とか50年とか使う設備について、建設した時はこの会社しか作れないと思ったけれども、長い時間の中で、例えば電力会社さんなり別の会社がエンジニアリング能力をつけていくことで、よりよい定検の仕方というのできるようになる場合もありますし、ですので、それはもちろん原メーカーでないといけないところというのも最後まで残るとは思うものの、その領域をじわじわと増やしていくことによって、今は随契なんだけれども将来的には競争させられるというようなことも起こりますので、最初から固定的な契約にしまうと、むしろよくない構造になってしまうのではないかと考えます。

○安念委員長

ありがとうございます。それなら、ますますもって競争入札でどんどんやればいだろうと。だけれども、八田先生のおっしゃるのは、競争入札をするなどというんじゃなくて、ばらすことができないなら込み込みでとおっしゃっているだけですよね。

○八田委員

そうです。まさに競争入札してくださいが原則で、どうしても随契でせざるを得ないというなら込み込みにされたらどうでしょうかということです。

○秋池委員

今は随契だけれども、その随契の領域を少しずつでも減らしていくような努力をしていただく余地を残した方が良いと思っています。

○安念委員長

当然そうでしょうね。

○秋池委員

なので、随契が良いと私も言っているわけではもちろんございません。

○安念委員長

わかりました。電力会社さんからも大変いいことを聞きました。たくさんでやれるんだよという、そういうお話なので。

いいですか、じゃ。永田委員、どうぞ。

○永田委員

人件費ですけれども、消費者庁のご指摘にも、チェックリストにも、この補正方法について統一すべきということに対して、九電さんの資料で、これは資料7-2の15、16のスライドのところに、地域補正のところですね。どう決定するかが非常に難しい判断だと思っております。つまり、2社を統一するのか別々にするのか、もしくは違う、当初決めた賃金構造基本統計調査でなくて、人事院勧告の民間給与データに切りかえるのか、もしくは新たに人事院勧告、民間給与データも同等な扱いとして、それも地域補正の補正係数データとして使えるように拝借するのかと、幾つかのパターンがあると思っています。それでポイントは、ここでいう人事院勧告の民間給与データは、要は非正規社員とかそういったところを除いて、なおかつ、いわゆる公務員の同種同等のもの同士の比較をするに際して一番客観的・合理的データじゃないかと、そういうご主張だというふうに理解をしております、まずそれが前提です。

もう一つ、公聴会に参加して、役員はカットすべきだけれども、従業員の方については特に電力という非常に専門性が高い——これはどこまで専門性が高いのかと、私は客観的にわかりませんが、そういう方たちの給与は、同じ年齢だからといって全く違う業種と同等に扱うのはおかしいんじゃないかという、そういったご意見があったというふうに記憶しています。それはもともと、主張された方が電力さんのOBの方かもしれないので、どこが本当に適正なのかというのはちょっと私も悩んでいるところです。ここで15のスライドのところで、「九州は年収の高い業種の労働者が少なく」と、一番丸ポチの丸いところで書いてありますが、これは産業構造

が違うんですよということを言いたいんでしょう。例えば年収の高い業種という、具体的にいうと金融機関、それから通信、IT関係の会社とか、そういった業種が少ないということでしょう。したがって、特に地方に行けば行くほど、電力さんというのはある意味では地元の基幹企業で、なおかつ、もし本社が東京、もしくは関西にあって同種同等の業種というか業務をやっているんだとしたら、この補正がよりの確じゃないかと、多分そういうご主張なのかなと理解しました。各委員の先生に聞きたいんですけども、果たしてどれが的確なのかという、もしくはそれをどこに収れんさせていくのかというのが、私自身悩んでいます。私は、人事院勧告の民間給与データ自体は数値データの補正の適正性という意味で見ると高いような気がするんですね。そこを今の段階でまたこれを取り込むということの非常に公平性とか、あとは、過去東電さんで補正をやった客観データとの整合性とか、この辺の扱いをどう考えるのかというのについてご意見をお伺いしたい。ちょっと、逆に質問して大変申しわけないです。

#### ○安念委員長

しかし、それを考えていただくのが永田先生のお役割という……。これはちょっと次回以降、本当に平場で本格的に検討しなければいけないので、次回以降やりましょう。これはもう、とにかく結論を出さなければいけないわけですから。

ただ、一つの考え方として、賃金センサスで1,000人というのはあくまで出発点の話ですから、ずっと賃金センサス一本やりでいかなければならないのかという、またそれは別の考えというものもあるかもしれません。次回以降の大宿題でございますので、永田委員を中心に検討したいと思います。じゃ、松村先生、それから梶川委員、それから陶山理事と、この順序でいきましょう。

#### ○松村委員

まず、関電、九電、それぞれの最後のページのところで、節電したら電気代が上がると脅しているのかというおしかりがもしあったとすれば、これは電力会社の責任ではなく全て私の責任です。公聴会の席で、節電に関して質問が出て、実際この委員会でも同様の質問あったと思います。そのとき一応説明はした。キロワットに関して、長期計画に関して、需要を過大に推計するインセンティブがある。過大な設備投資を正当化できるから。しかしそれを所与として、料金を実際につくる段階での直近のキロワットアワーの推計に関しては、むしろ過小に推計するインセンティブがある。従量料金で固定費を回収しているので、実際の需要量が想定需要量を超えると固定費の過回収で超過利潤が得られるから。私たちは通常は需要の過小推計を心配しているという話をしました。でも今は特別な事態、燃料費用、可変費用が高い状況でもあるので、このような疑念を晴らすためにもざっくりした推計でもいいから資料を出したらどうですかと公聴会の席で言ったのは私です。従って今回この資料が出てきたのは私の責任です。電力会社はこういうことを

やって脅すのかとかと批判されることに関して、非常にナーバスで、本来ならば慎重に出さないと言う判断は理解するが、それでもこれだけ指摘があるのだから資料を出したらいかがですかと私が強く言った。もしこれがミスリーディングだとすれば、そういうことを言った私の責任だし、それから、私の説明が足りなかったということだと思えます。ここで出てきた試算は、異論もあるかと思いますが、私はそれなりにリーズナブルな試算が出てきたと思っております。

2点目。これもお詫びです。スマートメータに関して、東電より高い費用の原価算入を認めるのは承服しかねるということを相当強く言ったのにもかかわらず、私は現時点では、今回の料金原価に東電より若干高い費用の算入を認めるのはやむを得ないと8割方説得されてしまった。現在の算定規則では、20年、30年持つメータの部分を資産計上しない、その結果として将来費用が下がるとしても現在の計上費用が高くなるのも現行の制度ではやむを得ないということに関してほぼ納得しました。あんな大仰なことを言っておきながら簡単に東電より高い費用の原価算入を認めるのかとおしかりを受けますが、私は資産計上しない点については一応納得しました。しかし今回のライフサイクルコストの説明全てに納得しているわけではなく、従って追加で説明していただくことがきつとあるかと思えます。

それでも現時点で既に疑問に思っている点もあります。私は一体型ではなくカセット式のメリットは、例えば通信に関していえば技術革新がすごく早く、したがって計量器は10年使うとしても、通信に関しては非常に早いタイミングで取りかえるかもしれない。そういうことがあるから、柔軟に通信部分だけ変えられるカセット式が有利だとずっと聞かされてきました。今回の試算では通信のところは20年使うつもりなのですよ。口頭の説明からすると30年でも使うつもりで、それでも控えめに20年として推計しているわけですよ。今までの説明とえらく違うな、と私は思っているのですが、公開の場で、消費者も含め衆人環視の下で出てきた今回の説明が正しく、今まで別の役員、職員、学者がしてきた説明がいい加減だったと理解することにします。計量器のほうは10年で、計量法の関係で取りかえなければいけないが、他の部分は長く使うという説明については一応納得しました。10年目以降には劇的にコストが下がるので、この分で現在の高コスト分も将来の費用低下で回収できるという発想もよくわかりました。

しかし、今回の両電力の説明は確実に記録にとどめて、特に若い方はずっと執念深く覚えておいていただきたい。仮に将来自由化されたとして、計量器が依然として規制部門である配電部門の所有となったとして、したがってメータ費用が低圧託送送料金の原価に算入されることになったとするならば、少なくとも10年後以降、関電、九電では劇的にメータのコストが下がるはずですから、東京電力などに比べても低圧託送料金はその分低くなるはずですよ。10年後になったら、やはり通信その他のユニットは使えませんでした、結局高くつきましたなどという両電力の配電

部門の説明を安直に認めるべきではありません。もしそういうことになったとすれば予想外のことが起こったのだから、特別損失として処理し消費者に迷惑をかけないことが重要です。そうでなければ、両電力の独善の結果、今の消費者に高コストの原価算入で迷惑をかけ、それを正当化するはずの将来の消費者の利益がないことの責任を両電力にとらせないこととなります。もし10年後、私が生きていて、料金査定に携わっていれば絶対に忘れないで10年後でも20年後でもしつこく言うと思いますが、生きていますか、料金査定に携われるかどうか自信はありません。しかし誰かが査定するはずですから、このことをちゃんと記録にとどめて、10年後には非常に低コストで運営できると表明されたことを記録しておいてください。あるいは、ひょっとしたら10年後にはメータは需要家の所有という格好になるかもしれません。そうすると、これは総括原価で高いコストを今の需要家に負担させて普及させて将来安くなったわけですから、当然将来需要家に譲渡するときにはこのコストベースで譲渡することになると思います。現在の消費者に高コストの負担を押しつけておいて、メータは自社の所有物だから需要家に譲渡しないなどという恥知らずなことは言わないとは思いますが、もし万が一、両電力がそのようなことを言ったら今回の議論を引き合いに出してください。その制度設計に際しては、知財の問題とかがありますから一筋縄ではいかないことは十分わかっていますが、総括原価で今の規制消費者に負担させて普及させたメータですから、そういう制度になったときには現在推計されている程度の低い費用ベースで譲渡されると理解しております。今の私の理解が間違っていたらご指摘ください。

それから、再び顧問料のことです。私が一番恐れているのは、顧問料の原価算入が認められない、世間の批判を浴びる、じゃ、大っぴらには役員OBに本体からはお金を出せない。だったら、OBは全部関連会社の社長、役員として送り込んで、関連会社で顧問料に当たる報酬を払ってもらって、その分は調達価格に上乗せして、結局本体が払うのと同じことをするなどということになったら、もう目も当てられない。不透明になった分だけ今より悪くなる。だからといって顧問料は原価算入すべきでないとの意見を変えるつもりはありませんが、そちらの監視は必要になってくると思います。

それから、調達に関してです。繰り返し言われているとおり、競争調達といっても原則は指名競争入札なわけで、競争調達の名に値するものなのか疑問です。なぜ指名競争入札が必要なのか、今回の資料でも出てきていますが、これは一昔前に公共事業に関してなぜ指名競争が必要なのかということ言っていた、その資料をまるでもう一度タイムマシンに乗って過去にさかのぼって見ているような感覚です。本当に説得力があると思って言っているのだろうか。しかし電力の安定供給に差しさわりがあると言われると、さすがに今すぐ全面的に一般競争入札というわけにはいかないのですが、この点については長期的にちゃんと考えていただきたい。

もし本当に指名競争入札を変えられない、あるいは随意契約を変えられないということだったとすると、コストの削減もそうですが、問題となっているのは透明性です。本当にぎりぎりのコストになっているのかということの透明性に著しく欠ける。関西電力の資料でも、非常に文学的な表現で、物すごく頑張っているという説明はしていただいているわけですが、私たちには、それを証明されているわけではないのでわからない。そうすると、透明性を確保するもう一つのやり方としては、指名競争入札の指名された事業者、あるいは随意契約で発注しているような企業に役員の本OBだとかというのを大量に送り込んで、それで報酬を受け取っているだとか、あるいは、現役の役員が非常勤として行って報酬を受けていけるとか、そういうことがあれば不透明性というのはさらに高まってしまうわけです。随意契約、指名競争入札が避けられないのだとすれば、そちらのほうをやめるのも一つのやり方だと思います。その気になれば来年度から全面的にやめる、大幅に減らすと言うことも可能なはずですが。

そこで追加的な情報として、過去、直近の数年間ぐらいでいいですから、指名競争入札をしたとすれば、その指名した企業、あるいは随意契約をしたとしたら随意契約をした企業に役員の本OBが何人役員として、あるいは顧問として行っているのか。現役の役員が、非常勤の例えば取締役としてどれぐらい行っているのかという情報を、ぜひとも開示してください。この点は追加のお願いです。

それから、賃金に関して、やはり今回の査定ではぶれないでやるのが必要です。調整の仕方に関しては、一応九電の言い分はよくわかりました。しかし、公聴会とかでも確かに一般の企業と比べるのはいかなものかという意見が出てきたのはわかりますが、これは、この委員会に先立つ有識者会議でもうさんざん議論した。確かにそれに近いことを、ここにいる委員の方でも少なくとも2人の方は言って、もっと高くてもいいというようなこともおっしゃり、一方で、ヒアリングでも「1,000人以上ですか。役所はもっと小規模な企業も含めた平均で見ている。」という指摘もあり、それに近い意見も実際有識者会議では出ていて、その2つの意見で対立した結果として、今のやり方でいきましょうという指針ができたわけです。ここの審査ではここの点についてはぶれないようにやるべきです。補正に限定して議論するように、ぜひお願いします。

この点で、国家公務員の補正に関して言うのは若干抵抗があります。例えば経産省の人が地方の局に行ったとします。でも、それはまた戻ってくるとか、そういうことが普通にあるわけです。そうすると、場合によっては東京で家を買っていて、それで3年間なら3年間地方に行くとか、そういうときに極端に給料が下がると、いろいろな意味で生活が成り立たなくなるかもしれない。そういう特殊事情も考慮しているかもしれないわけです。でも、九電の社員だとすれば、もちろん東京にいる方、大阪にいる方もいらっしゃるの十分わかりますが、大半の従業員がずっと九

州にいるわけですよ。それと一緒にするのはちょっと抵抗があります。しかし、この補正は、もちろんずっと九州にいる国家公務員にだって適用されるわけですから、そこを重視すれば問題ないのかもしれない。しかし私は、国家公務員の補正がこうだからというだけでは納得できない。もう少し慎重に検討する必要があると思います。

以上です。

#### ○安念委員長

ありがとうございます。賃金についてですが、これは松村先生ご指摘のとおり、有識者会議で随分議論をしまして、それから現在の審査要領にも明文で書かれておりますので、少なくとも出発点については賃金センサスの1,000人規模の企業というのは、これはもう我々にとってはまっている枠でバイディングなルールですので、これについて動かすことはもちろんできません。ただ、そこには補正をどうするかという、そういうテクニカルなアジャストメントについては何も語られておりませんから、それを今回みっちり議論しなければいけない。これは永田委員もおっしゃるとおりということで、次回以降特にやりたいと思います。

それから、顧問、相談役ですが、何か新しい職務等についての資料を両電力さんからお出しただけなら、それはそれでももちろんウエルカムなんですが、ない——ないでしょうと決めつけるのもいけないんだけど、大した仕事はありませんよ。それは当たり前ですよ。そんなにたくさん仕事をされたら、現役の人がかえって困ってしまうんだから。だから、これは我々としては、それを原価に認めるかどうかという、その作業を粛々とすればよろしいのではないかと思います。むしろ重要なのは、関連企業に役員等を出して調達が割高になっていないかということのほうがはるかに構造的には重要なことで、それについては当委員会として重大な関心を持っていかなければならぬだろうと私は思います。ですから、それについての資料については、また事務局からお願いするという運びになるだろうと思います。

じゃ、梶川委員、お待たせしました。その次に陶山さん。

#### ○梶川委員

ちょっと取り下げようかと思ったぐらい、松村先生のご質問に対するご回答だったので、松村先生がほとんどご納得いただいているということだったので、あえて発言するのはどうしようかなと思ったんですが、ちょっと税効果のところなんかとも関係がございまして、ご説明いただいた両電力さんとも、これ、基本的には経済実態としては東電のあれよりも安いんだけど——ごめんなさい、スマートメーターのお話でございまして。申しわけございません、冒頭で。ただ、会計処理方法として取替法でなっているからこういうことだと。なんです、その2つをどういうふうマッチングさせるかというご説明を、もう少しできれば何らかのご丁



寧さが欲しいような気もしないでもないなど。

○安念委員長

ちょっと待ってください。2つって何のことですか。

○梶川委員

ごめんなさい。2つというのは、経済的には有利性があると。しかし、取替法なので、今査定する金額はある程度高いものにならざるを得ないというお話で、その高いほうにならざるを得ないという説明は会計規則に決まっているからだ、もっぱら会計処理がそうなっているからそういうことだというふうに私は読めてしまったんですけども、その会計的な処理そのものが査定のポリシーそのものになるのかという部分については、税効果のときなどのように、一つのビジネスモデルのフィクションの話もないではないので、より適切な原価配分というのは、本来の実態としてはどんなものかということについても、少し消費者にわかりやすい形のご説明が主張の中にあってもしかるべきではないかと思いました。

この取替法という会計処理というのは、ある意味では、こういう多種多様な大量・頻発する取りかえなんですけど、設備規模がある程度本当は一定であって、その範囲の中で多くの物品が定期的に取りかえられるという、今回のスマートメーターのようになんかの規模、大幅に設備規模が変更されていく、増大していくケースで、なおかつ取りかえ部品がかなり長期間にわたって使用可能な場合、会計的には当然こういう規則で決められているから許容できる話かもしれませんが、少し良識的な費用負担としては、果たしてそれだけのものなのかなという点はないではないと思いますので、この規則に決められているということは、事情は非常によくわかって申し上げていて恐縮なんですけれども、説明としてももう少し何か加えていただけるような形のほうがわかりやすいのではないかなと。会計のルールだから、もうこれでというお話だけではないような気がするということの一つ。

○安念委員長

ちょっと、その前に私に教えてもらえませんか。取替法というのは、僕は素人だから全然わからないんですけども、例えば取りかえ費用、結局はスマートメーター1台の値段だとしてもいいですよ。それが1万円だとしましょうよ。それで、その1万円のキャッシュ自体は当年度に支出したとしましょう。そうすると、会計上はどうするんですか。

○梶川委員

その支出したものを費用に落とすしていく。

○安念委員長

全部を当年度で。キャッシュフローそのままに費用扱いするという、つまり、1万円を修

繕費に計上するということですか。

○梶川委員

落としていくと。線路の枕木じゃないですけども、ある一定のあれで、常にそういうことがそこら中で起こるわけだから、一々その耐用年数を見て費用を配分するよりは、直した都度そうやれば、それで大体同時だと。

○安念委員長

0あるものを毎年1ずつ更新していけば、10年で割ろうが1年で全部キャッシュフローごと計上しようと同じことになるからですよ。

○梶川委員

ということで、ここに償却期間の累積と同じだ。ただ、これはある程度一定、定常状態の規模になっているものについてそれを活用されますと大体そうなるんですが、大幅に規模がふえていく過程などは、かなりその方法の費用配分というのは、本来の経済的な負担関係と少し乖離する可能性があります。会計的に認められているから乖離しているとも言い切れないんですけども、次から次へとどんどん資産規模がふえていくときにそれをされるというのは、少し定常状態になるまでは、ちょっと何となく実感的には、最初の方が負担をいっぱいしているよねという感触になりかねないところがございますので、そういう経済的な実態が料金査定についてはある程度考慮される要素もないではないのではないかと。全体のビジネスモデルで物を考えるということも税効果のときなどにあつたものですので、ぜひそこをつながれるご説明を少し付加していただけると、かくかくしかじか、こういう理由でということも入れていただいたほうが、一般消費者のほうにわかっていただきやすいのではないかなというような気が少ししたということでございます。

例えばそれで何十%かディスカウントするというようなこともあり得るかもしれませんし、より将来的な原価低減を見込んだ価格にされるというようなこともあるかもしれませんので、もしかしたらそういうふうに、今、もう分科会でお話しになっているのかもしれないんですけども、まあまあその辺、いろいろな方法論があるのではないかとということを感じたということでございます。

何かこれで取りかえの費用そのままがいいんだという感じにも読めてしまうので、決してそんなおつもりではないのかもしれないんですけども。

○安念委員長

そういうおつもりないんじゃないんですか。ルールがそう決まっているんだから、それでいいじゃんという……。

○梶川委員

だから、端的に言うと、それについてもうちょっとご主張をという……。

○永田委員

委員長の理解を深めるために補足して同業者が少しだけ説明しますと、取替法の定義は、同種の物品が多数集まって一つの全体を構成し、老朽品の部分的取りかえを繰り返すことにより全体を維持されるような固定資産については、部分的取りかえに要する費用を収益的支出として処理する方法（つまり取替法）ということなんです。したがって、梶川委員のおっしゃっていることは、取替費用ではなく設備投資してほとんど一体として投資されているとみなされているということです。今回のスマートメーターの購入は、その一部分を取りかえるときには費用で処理してもいいよというのが本来の取替法の考え方なんです。

○安念委員長

ということは、今までの機械式のやつがずっとついていて、それが全く新しい技術革新の製品になるというようなことは前提としてない話だから取替法で合理性があるということですよね。

○永田委員

ですから、多分今回のスマートメーターの購入に際して、この規定の当てはめがかなり強引であるということです。したがって、梶川委員のおっしゃったように、この取替法は本来の取替法と違うということで、しかも、それを援用して持ってくるのはかなり強引だよねと、そういうことだと思うんです。

○安念委員長

取替法を使わないだとすれば、耐用年数が何年かわからんけれども、普通に減価償却していくべきだよねという、そういう考えになるわけでしょう。

○梶川委員

もちろん会計的な判断は会社、会計士でやっていただければいいんですが、ただ、ここでごく良識的な判断として、ややそういう観点も入ってくるのではないかということが一つでございます。

もう一つは、例の省エネ広報のお話なんです。これも説明の仕方の話に近いとは思いますが、けれども、これはもう、公益事業としての今までやっていた流れの中の社会への公益性の発信であるということなんだと思います。ですから、そういうご説明のほうが、もちろん長期的なところに書かれているんですけど、関電さんで、中長期的には原価低減。しかし、それはよほど不効率な設備投資をしようという計画が万やむを得ずやらざるを得ない、電力の安定供給のためにというさらなる条件フレーズがつかない限りは、通常、経済合理性のある長期設備計画にと

っては、どのみち供給量がふえるほうがいいんだとは思いますが。ごくクリティカルな一場面のことだと思いますので、何かその辺ももう少しご説明で丁寧さが必要かもしれませんし、そうでなければ、この件は、今まで本来は電力会社さんがおやりになるような話ではないんだけど、社会還元をずっと、社会公益のために行ってこられたので、こういう事情ではあるけれども、消費者の方がそれをあえて納得した上でどうしていくかと。ただ、そのテーマは多分前の査定の、東京電力なんかのときに一切、社会公益性のある経費はノーなんだということになっているのかもしれないので、その辺、ちょっと今ここにわかに認めていいという話ではないとすると、何か全部だめみたいな、別にそういうふうに言うつもりはなかったんですけども、ちょっと説明をやればやるほどこんがらがるといえないかなという気が省エネに関してはしました。

#### ○安念委員長

わかりました。会計の話は、ちょっと事務局にも考えてもらって預かりといたしましょう。そういう考え方は当然ありますよね。ルール自体を変えなければいけないのであれば、ここで議論してもしょうがないけれども、一つの考え方としてはよくわかりました。ありがとうございます。

陶山さん、どうぞ。

#### ○陶山オブザーバー

すみません。九州電力さんの役員報酬と、その体制なり人数のことが先ほどいろいろ意見交換されていましたが、私も八田先生がおっしゃったように、それぞれの体制についてはご判断があると思うので、それはそうされればいいというふうに思っていて、だからこそ、その総額で見ていくというのが妥当じゃないかという意見をずっと出させていただいています。

それで、ここで、しかしながら体制を、この時期においてどうして14人から17人に増員したのということについてなかなか納得がされない部分も、ずっと質問が繰り返されているので、ここに※で書かれているところなんですけど、第三者委員会の提言を踏まえということがあるんですね。公聴会でもやらせメールの件は非常に強烈に九州の消費者は持っておりますので、この第三者提言、これがこの内容に従ってということで、これが提言というレベルではなく勧告というような形での厳しい形で透明性を高めるため、あるいは監督機能を強化するために取締役として入れることが必要なんだというような、もしも第三者委員会がそういう方向性で出されているのであれば、第三者委員会から取締役で入れることが必要なんだということであれば、その一定数ふやしたということについても説明が妥当性として受け入れられるんじゃないかなというふうに思うんですね。

もしそうでなくて、取締役でなくてもいいのであれば、安念委員長とかほかの方からおっしゃ

られるように、ほかの体制でも透明性を高めていくとか、執行監督していくということはあるだろうというふうに思いますので、それはその後のいろいろな意見を受けられてからの九電さん側のお考え、取締役体制をどうするのかということの判断をされればいいと思うんですが、もし第三者委員会のほうから取締役として入れることが妥当であるという、そのことを受けられているんだとしたら、そのように明確にご説明をされればいいのではないかなというふうに思います。

それからもう一点、災害復旧修繕費のことについてです。

きょう、両者からいただきまして、関西電力さんのほうはほぼ実績と原価に織り込んでいる内容、そこどころが、実績と原価織り込み、4億に対して平均では6億の災害復旧費、修繕費が発生してしまっていて、それほど大きくはない。2億で大きいといえば大きいんですけども、そんなに大きくはないかなと思うんですが、一方で九州電力さんのほうは、スライドの32のところは、長期間で参照すると乖離は小さくなるとして、10年間平均で21億が出されています。それに対して今回原価算入されているのは5億と。しかも、予定のところでは最初に出されていたのは5カ年平均、5カ年を振り返ってということで、その5カ年のところが平均は8億なんですけれども、去年は30億かかっているという状況で、非常に年度によってもばらつきがあるということで、ここが非常に本当に5億で大丈夫なんだろうかと、長期間が参照したら21億はかかるよという結論を持たれているにもかかわらず5億とされている。それは直近の5年を参照してということになるんですけども、非常に気象状況だとか、いろいろな災害とかもふえてきている中で、5億で大丈夫なんだろうかと、それから、これを以前この委員会の中で議論したときに、非常に変動が激しい内容であるならば、災害復旧費を修繕費として織り込むということではなく、別途特損みたいな形の会計処理もあり得るのではないかなという意見交換もされましたので、そこも含めて、これについて疑問を持ちましたので、これで大丈夫なんだろうかと同時に、ほかの対応は考えられないのかということで、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

以上です。

○安念委員長

ご当人が5億でいいと言っているんだから、いいじゃないですか。それで足が出れば特損になるんですよ。それだけの話。自分のところでやってもらいましょうという、それだけです。

役員については、ご提言ですけれども、それってウェブ上で公開されていますか。

○九州電力株式会社説明補助者

しています。

○安念委員長

されている。じゃ、それを拝見しましょう。どういう形で、何で今時取締役を3人増やすんですかって、ちょっと私もまだ拝見していないので拝見してみます。

○九州電力株式会社説明補助者

提言の中には、直接的に取締役を増やせといったことは書いておりません。それと、ちょっと触れさせていただきますと、先ほど八田委員がおっしゃっていただいたように、役員給与、社員の給与手当トータルで減らせばということですが、この24年6月に取締役3名増員したわけですが、その際、本部長クラス以上の総数について昨年よりは減員をしたということをご理解をいただきたいと思います。したがって、そういうことも含めて前回ベースから下回る報酬総額とさせていただいたということをご理解いただきたいと思います。

○安念委員長

本部長の方で取締役兼務でない方もいらっしゃるんですか。

○九州電力株式会社説明補助者

はい。

○安念委員長

わかりました。それならわかりました。

それでは、大分時間も過ぎてまいりまして、どうもすみません。いつもやはり超過してしまう。申しわけありません。3時半までいただいておりますので、きょうは——どうぞ。

○松村委員

先ほど出てきた、役員増員に関する第三者委員会の件ですが、もうこれ以上議論してもしようがないと思います。実際に直接増員の必要性が書かれていないのは明らかで、そのように九州電力も以前から説明している。もしまだ第三者委員会を引き合いに出して増員を主張するなら、事務局のほうで第三者委員会の委員長なり委員に直接聞いて、本当にそういう意図があったのか聞けば、ほぼ確実にノーと言うと思います。九州電力が第三者委員会に直接聞いてくれと強く要請するなら別ですが、そうでなければこの件では根拠なしと判断してもよいと思います。

○安念委員長

ありがとうございました。まあ、そういうことでしょうか。

さて、それでは、きょうはこれぐらいにさせていただきます。今回の議論をもって一通り料金申請内容については議論を行いました。もちろんまだご質問等で積み残しの部分はありますが、それを除けばです。まだまだ、しかし議論をしたというだけであって決りを何もしておりませんから、次回以降は、例えば人件費の補正の考え方、それから燃料費におけるLNG、長期契約や価格改定する場合の織り込み方、それから経営効率化の7%、あるいは7.1%、いろいろ数字を

ご提示していただいておりますが、その適正性などについてさらに議論を深めて、当委員会としてはこうだということを出さなければなりませんので、その議論をしていただきたいと存じます。

それじゃ、片岡さんから。

○片岡電力市場整備課長

次回日程につきましては、調整の上、ホームページでご連絡いたします。

## 5. 閉会

○安念委員長

きょうは皆さん、例によってですが、長時間本当にありがとうございました。どうもありがとうございます。

— 了 —